

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	34.5 %	30.0 %	21.7 %	0.3 %	7.3 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 7.3\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	17,323,442	17,386,185	0.4	17,394,250	0.0	16,893,551	▲ 2.9	18,438,282	9.1
②債務負担行為	734,940	779,947	6.1	726,572	▲ 6.8	649,449	▲ 10.6	574,637	▲ 11.5
③公営企業債等繰入見込額	5,570,150	5,397,582	▲ 3.1	5,216,640	▲ 3.4	4,965,037	▲ 4.8	4,619,925	▲ 7.0
④組合負担等見込額	576,444	495,661	▲ 14.0	415,079	▲ 16.3	333,386	▲ 19.7	252,710	▲ 24.2
⑤退職手当負担見込額	2,480,695	2,513,404	1.3	2,624,200	4.4	2,533,699	▲ 3.4	2,596,745	2.5
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	26,685,671	26,572,779	▲ 0.4	26,376,741	▲ 0.7	25,375,122	▲ 3.8	26,482,299	4.4

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	6,549,813	6,832,288	4.3	7,473,933	9.4	8,944,825	19.7	8,938,549	▲ 0.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	2,332,209	2,180,093	▲ 6.5	1,962,398	▲ 10.0	1,915,718	▲ 2.4	1,783,356	▲ 6.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	14,614,388	14,719,881	0.7	14,739,318	0.1	14,475,816	▲ 1.8	15,004,268	3.7
充当可能財源等(B)	23,496,410	23,732,262	1.0	24,175,649	1.9	25,336,359	4.8	25,726,173	1.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	3,189,261	2,840,517	▲ 10.9	2,201,092	▲ 22.5	38,763	▲ 98.2	756,126	1850.6

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

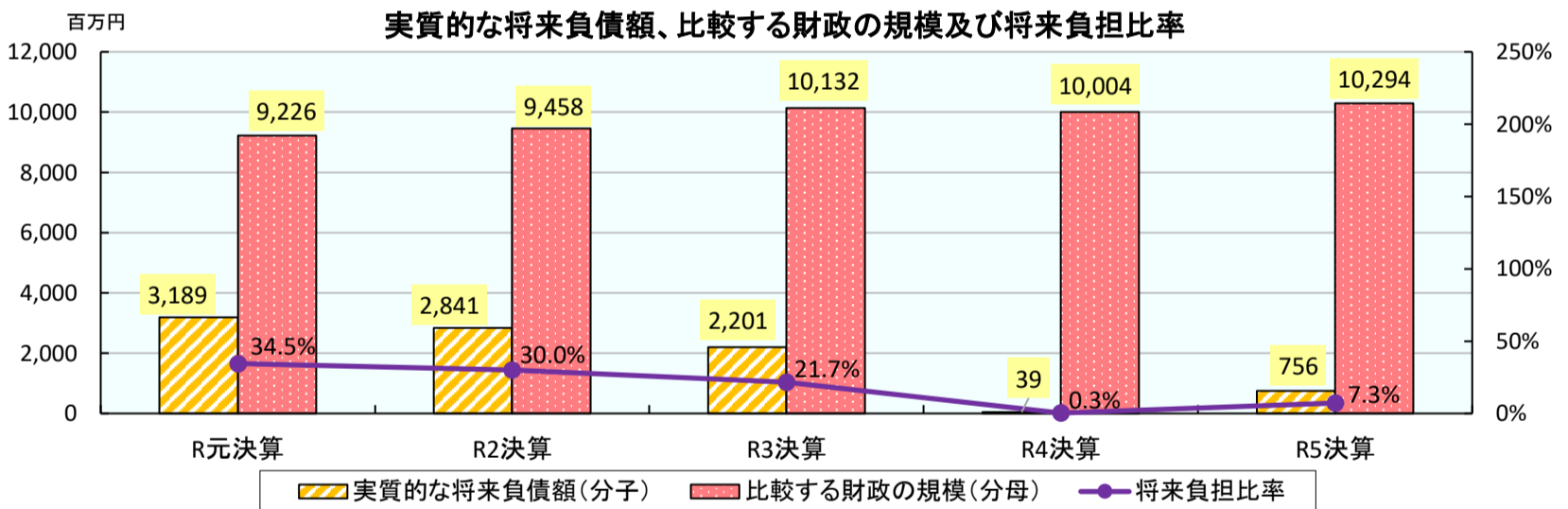
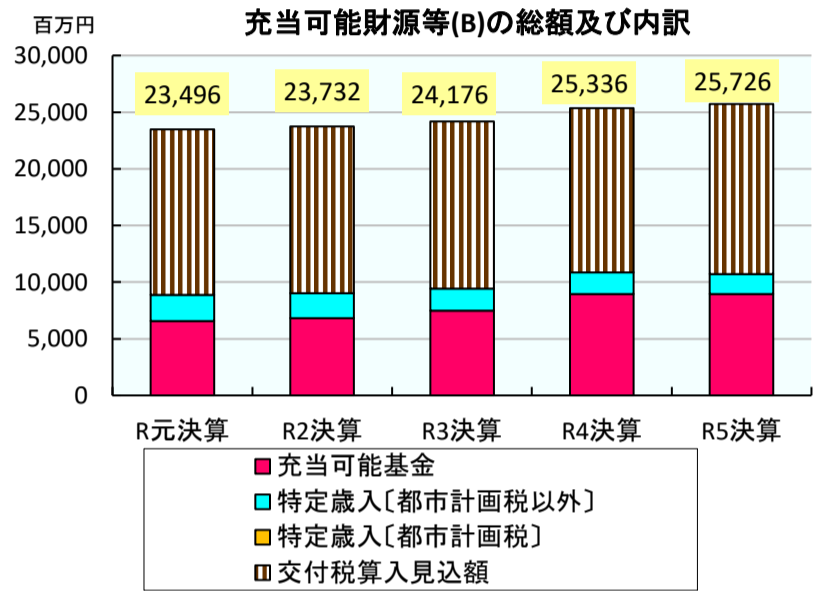
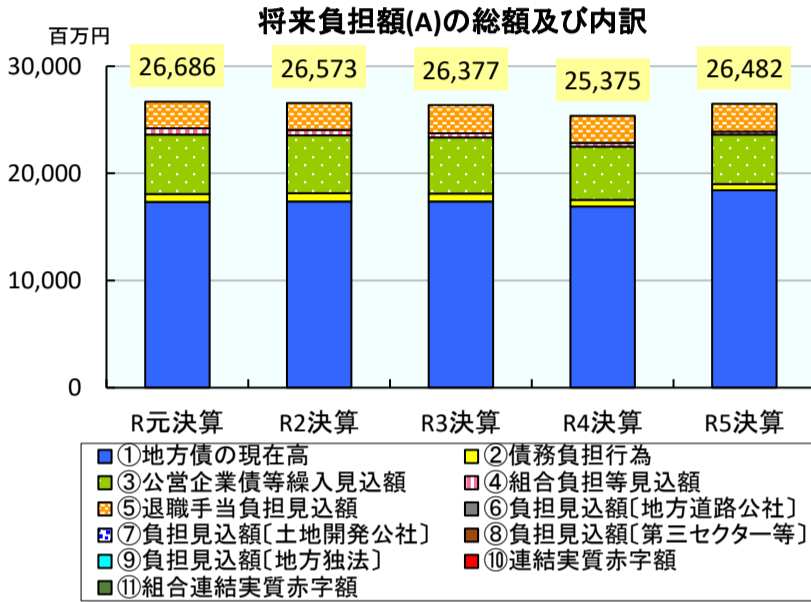
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	10,488,293	10,689,775	1.9	11,354,223	6.2	11,239,746	▲ 1.0	11,533,564	2.6
算入公債費等の額(D)	1,262,515	1,232,057	▲ 2.4	1,222,180	▲ 0.8	1,235,895	1.1	1,239,991	0.3

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	9,225,778	9,457,718	2.5	10,132,043	7.1	10,003,851	▲ 1.3	10,293,573	2.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 25,905,508}{\text{標準財政規模(C)} \quad 21,045,818} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 42,368,095}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,115,983} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 16,462,587}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 18,929,835} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	26,782,196	25,790,554	▲ 3.7	24,860,386	▲ 3.6	23,052,907	▲ 7.3	20,498,889	▲ 11.1
②債務負担行為	755,533	645,463	▲ 14.6	545,535	▲ 15.5	545,940	0.1	546,377	0.1
③公営企業債等繰入見込額	4,912,495	4,559,969	▲ 7.2	4,196,994	▲ 8.0	3,892,202	▲ 7.3	3,558,319	▲ 8.6
④組合負担等見込額	2,177,166	1,589,854	▲ 27.0	1,079,559	▲ 32.1	747,108	▲ 30.8	910,592	21.9
⑤退職手当負担見込額	1,108,236	792,773	▲ 28.5	537,582	▲ 32.2	407,312	▲ 24.2	391,331	▲ 3.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	35,735,626	33,378,613	▲ 6.6	31,220,056	▲ 6.5	28,645,469	▲ 8.2	25,905,508	▲ 9.6

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	11,416,716	12,350,125	8.2	14,903,631	20.7	17,866,643	19.9	19,036,099	6.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	96,065	88,328	▲ 8.1	100,147	13.4	105,709	5.6	88,225	▲ 16.5
特定歳入〔都市計画税〕	2,529,473	2,517,126	▲ 0.5	2,445,500	▲ 2.8	1,835,987	▲ 24.9	1,846,553	0.6
交付税算入見込額	25,980,535	25,177,385	▲ 3.1	24,420,799	▲ 3.0	22,891,212	▲ 6.3	21,397,218	▲ 6.5
充当可能財源等(B)	40,022,789	40,132,964	0.3	41,870,077	4.3	42,699,551	2.0	42,368,095	▲ 0.8

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 4,287,163	▲ 6,754,351		▲ 10,650,021		▲ 14,054,082		▲ 16,462,587	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

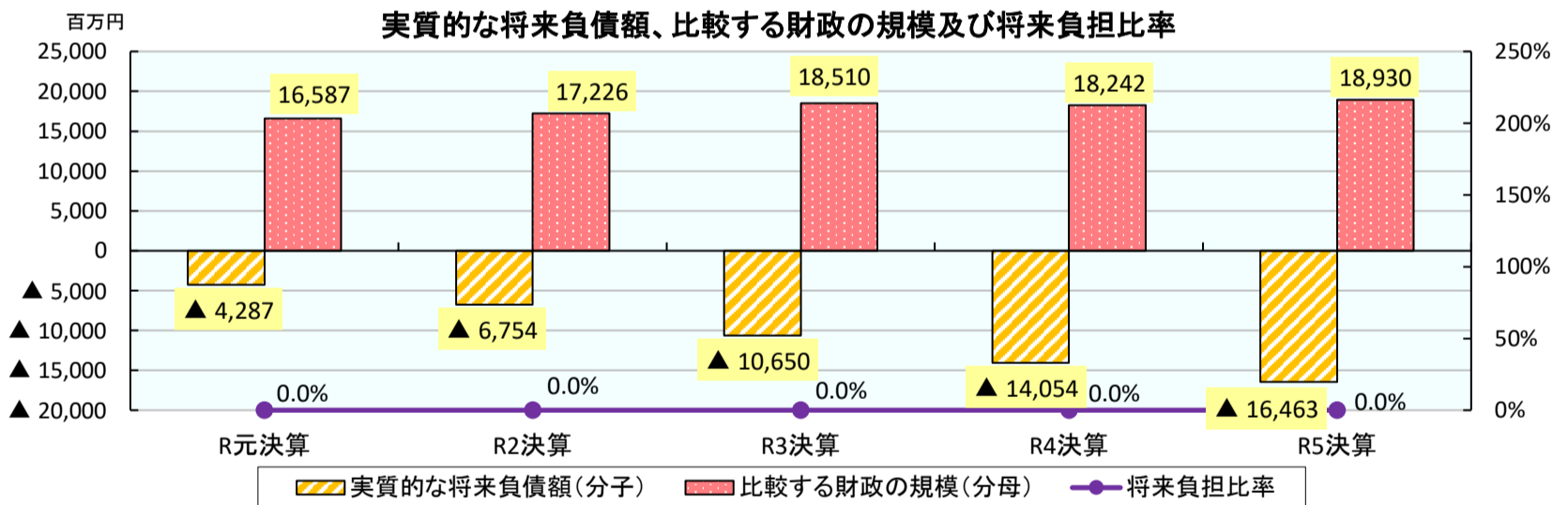
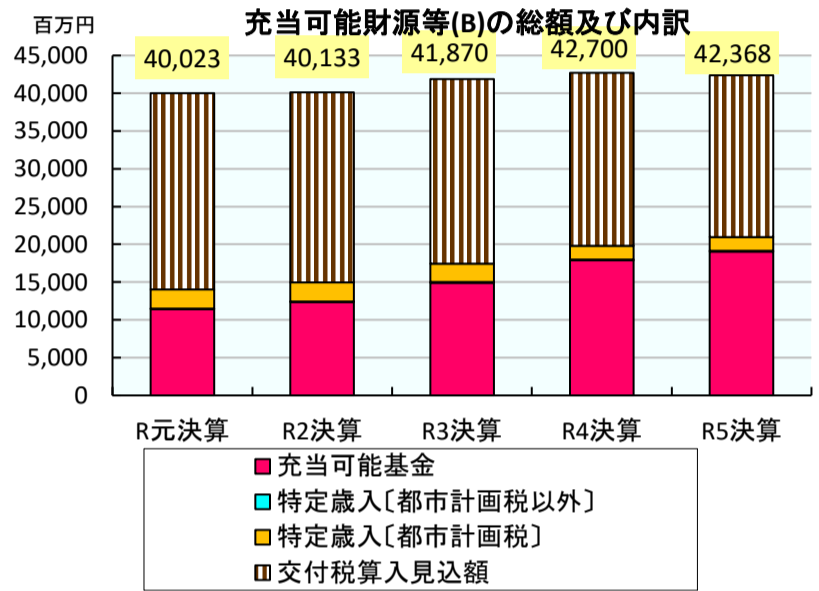
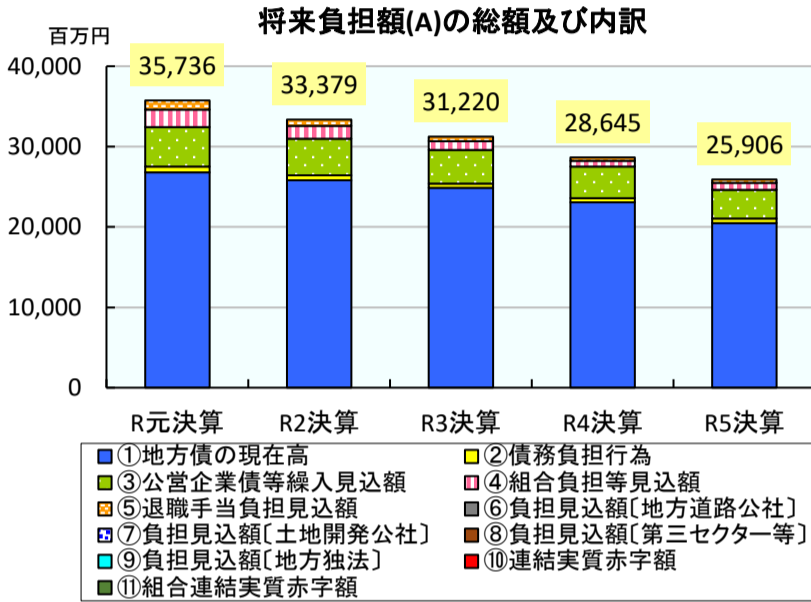
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	19,142,750	19,688,779	2.9	20,840,048	5.8	20,512,072	▲ 1.6	21,045,818	2.6
算入公債費等の額(D)	2,555,921	2,462,289	▲ 3.7	2,329,939	▲ 5.4	2,270,078	▲ 2.6	2,115,983	▲ 6.8

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	16,586,829	17,226,490	3.9	18,510,109	7.5	18,241,994	▲ 1.4	18,929,835	3.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 16,336,514}{\text{標準財政規模(C)} \quad 10,703,731} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 20,430,347}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,012,763} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 4,093,833}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 9,690,968} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	13,059,081	13,900,371	6.4	14,004,799	0.8	13,327,459	▲ 4.8	13,559,258	1.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	203,236	219,603	8.1	228,157	3.9	196,406	▲ 13.9	200,045	1.9
④組合負担等見込額	2,244,217	2,061,775	▲ 8.1	1,818,886	▲ 11.8	1,573,918	▲ 13.5	1,393,340	▲ 11.5
⑤退職手当負担見込額	1,066,828	1,072,449	0.5	1,077,664	0.5	1,088,492	1.0	1,183,871	8.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	16,573,362	17,254,198	4.1	17,129,506	▲ 0.7	16,186,275	▲ 5.5	16,336,514	0.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	8,138,895	6,974,217	▲ 14.3	7,216,232	3.5	7,463,872	3.4	7,545,971	1.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	0	184,907	皆増	161,840	▲ 12.5	138,719	▲ 14.3	117,540	▲ 15.3
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	12,375,354	13,653,736	10.3	13,550,843	▲ 0.8	13,052,448	▲ 3.7	12,766,836	▲ 2.2
充当可能財源等(B)	20,514,249	20,812,860	1.5	20,928,915	0.6	20,655,039	▲ 1.3	20,430,347	▲ 1.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 3,940,887	▲ 3,558,662		▲ 3,799,409		▲ 4,468,764		▲ 4,093,833	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

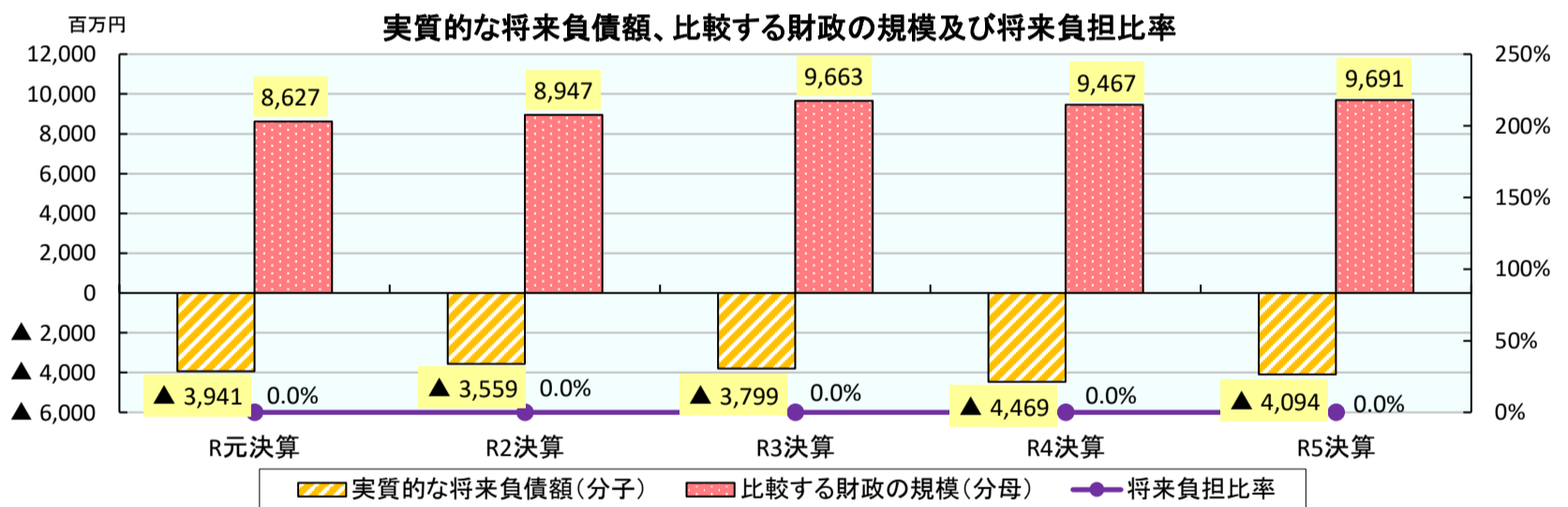
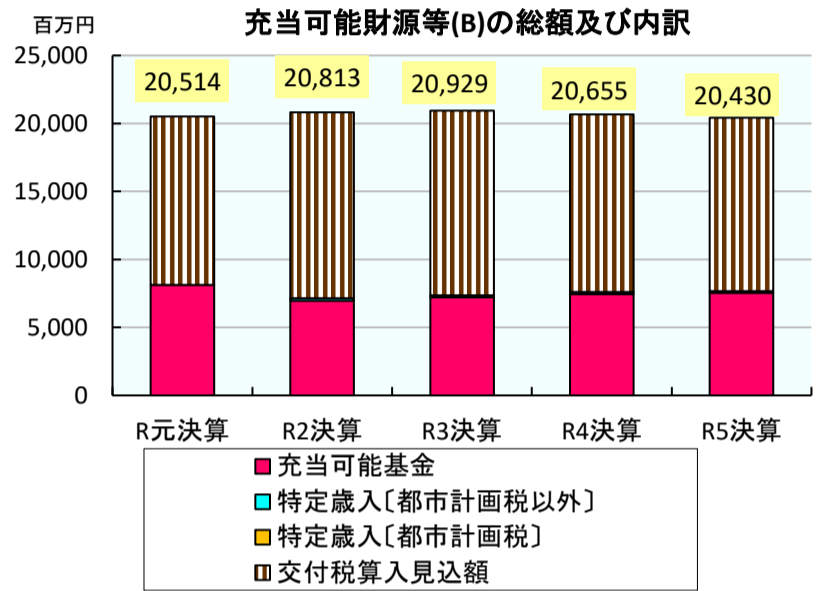
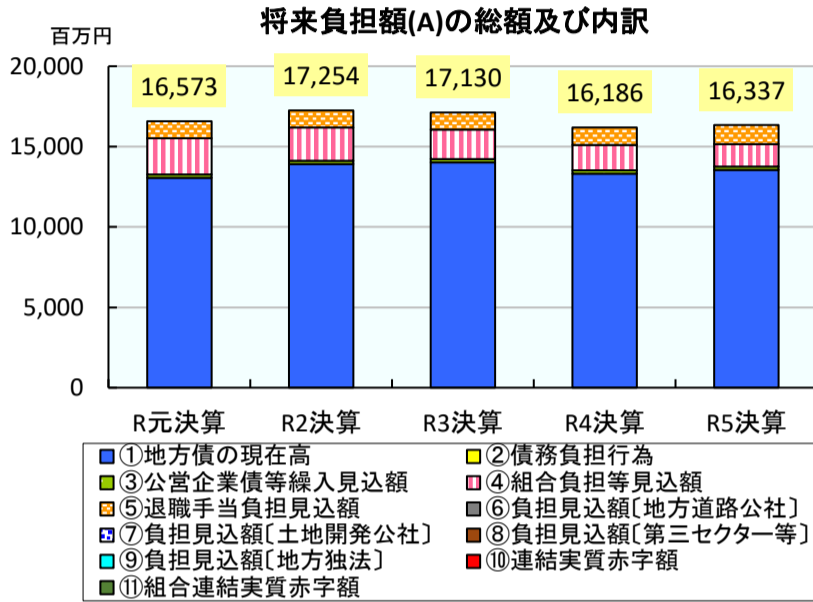
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	9,671,802	9,973,192	3.1	10,684,888	7.1	10,493,690	▲ 1.8	10,703,731	2.0
算入公債費等の額(D)	1,045,023	1,025,694	▲ 1.8	1,021,739	▲ 0.4	1,026,410	0.5	1,012,763	▲ 1.3

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	8,626,779	8,947,498	3.7	9,663,149	8.0	9,467,280	▲ 2.0	9,690,968	2.4

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	54.5 %	45.0 %	13.9 %	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 23,468,079}{\text{標準財政規模(C)} \quad 9,834,318} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 26,505,060}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,105,166} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 3,036,981}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 8,729,152} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	11,165,114	11,113,376	▲ 0.5	11,390,213	2.5	10,983,731	▲ 3.6	10,212,635	▲ 7.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	11,996,904	12,791,343	6.6	12,613,082	▲ 1.4	12,871,770	2.1	12,397,863	▲ 3.7
④組合負担等見込額	309,273	228,003	▲ 26.3	189,719	▲ 16.8	173,631	▲ 8.5	161,144	▲ 7.2
⑤退職手当負担見込額	1,237,373	1,653,532	33.6	1,347,563	▲ 18.5	1,090,570	▲ 19.1	696,437	▲ 36.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	24,708,664	25,786,254	4.4	25,540,577	▲ 1.0	25,119,702	▲ 1.6	23,468,079	▲ 6.6

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	1,335,646	2,685,713	101.1	5,102,462	90.0	6,994,287	37.1	8,311,666	18.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	762,557	929,038	21.8	944,840	1.7	996,697	5.5	829,022	▲ 16.8
特定歳入〔都市計画税〕	3,286,067	4,027,347	22.6	4,270,823	6.0	4,820,126	12.9	4,792,204	▲ 0.6
交付税算入見込額	14,833,765	14,298,035	▲ 3.6	13,981,213	▲ 2.2	13,262,817	▲ 5.1	12,572,168	▲ 5.2
充当可能財源等(B)	20,218,035	21,940,133	8.5	24,299,338	10.8	26,073,927	7.3	26,505,060	1.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	4,490,629	3,846,121	▲ 14.4	1,241,239	▲ 67.7	▲ 954,225	皆減	▲ 3,036,981	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

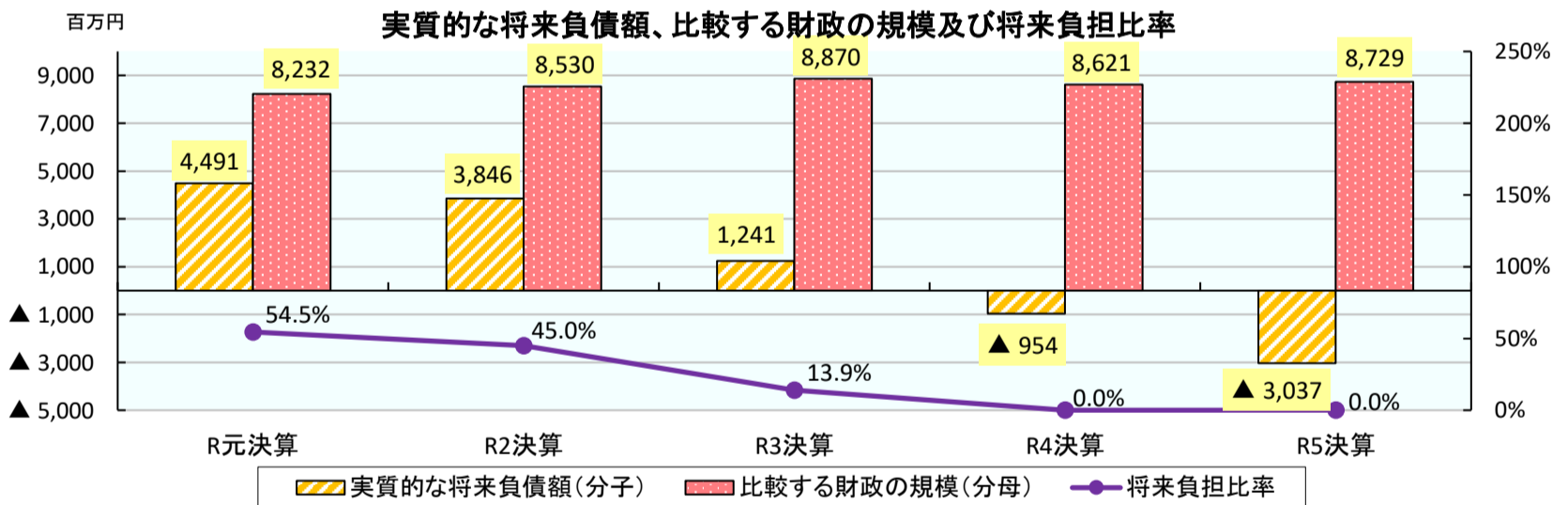
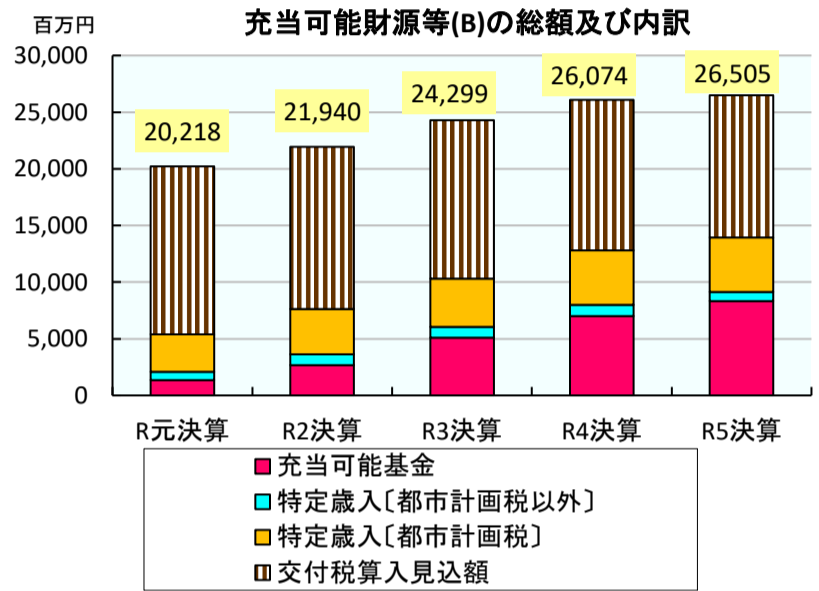
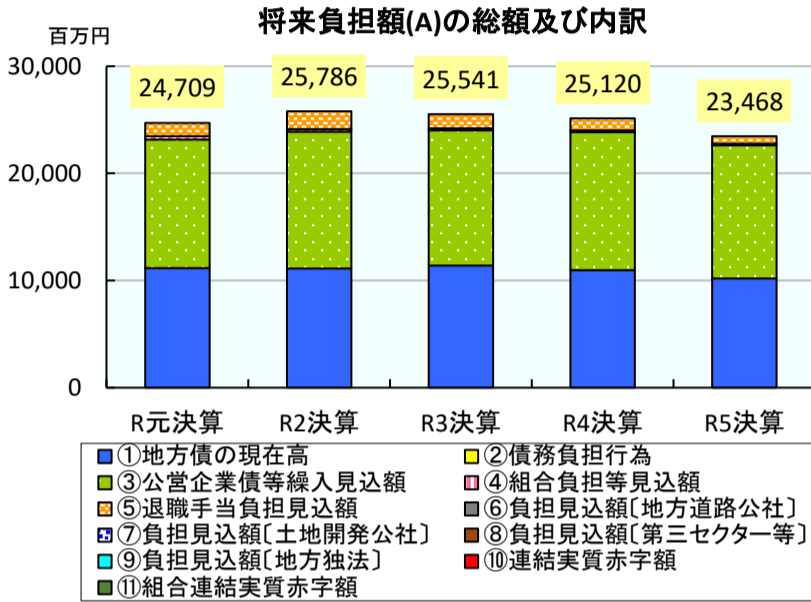
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	9,450,782	9,789,683	3.6	10,050,644	2.7	9,780,124	▲ 2.7	9,834,318	0.6
算入公債費等の額(D)	1,218,441	1,259,303	3.4	1,180,172	▲ 6.3	1,159,302	▲ 1.8	1,105,166	▲ 4.7

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	8,232,341	8,530,380	3.6	8,870,472	4.0	8,620,822	▲ 2.8	8,729,152	1.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	55.2 %	59.0 %	61.8 %	49.0 %	35.2 %

- 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 36,220,288 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 13,991,631 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 31,803,860 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,472,654 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 4,416,428 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 12,518,977 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c}
 \mathbf{35.2\%}
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	21,777,280	23,508,668	8.0	24,206,246	3.0	23,952,019	▲ 1.1	23,623,812	▲ 1.4
②債務負担行為	417,689	390,771	▲ 6.4	391,267	0.1	271,265	▲ 30.7	271,330	0.0
③公営企業債等繰入見込額	11,118,621	10,959,979	▲ 1.4	10,630,234	▲ 3.0	10,432,709	▲ 1.9	9,626,057	▲ 7.7
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	2,522,957	2,514,820	▲ 0.3	2,440,870	▲ 2.9	2,563,017	5.0	2,699,089	5.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	35,836,547	37,374,238	4.3	37,668,617	0.8	37,219,010	▲ 1.2	36,220,288	▲ 2.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	4,881,209	4,778,604	▲ 2.1	5,004,840	4.7	6,788,330	35.6	7,324,483	7.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,006,440	1,362,162	35.3	1,345,189	▲ 1.2	1,402,615	4.3	1,629,310	16.2
特定歳入〔都市計画税〕	4,245,209	4,090,926	▲ 3.6	3,972,868	▲ 2.9	3,924,125	▲ 1.2	3,780,996	▲ 3.6
交付税算入見込額	19,360,709	20,033,992	3.5	19,738,193	▲ 1.5	19,200,490	▲ 2.7	19,069,071	▲ 0.7
充当可能財源等(B)	29,493,567	30,265,684	2.6	30,061,090	▲ 0.7	31,315,560	4.2	31,803,860	1.6

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	6,342,980	7,108,554	12.1	7,607,527	7.0	5,903,450	▲ 22.4	4,416,428	▲ 25.2

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

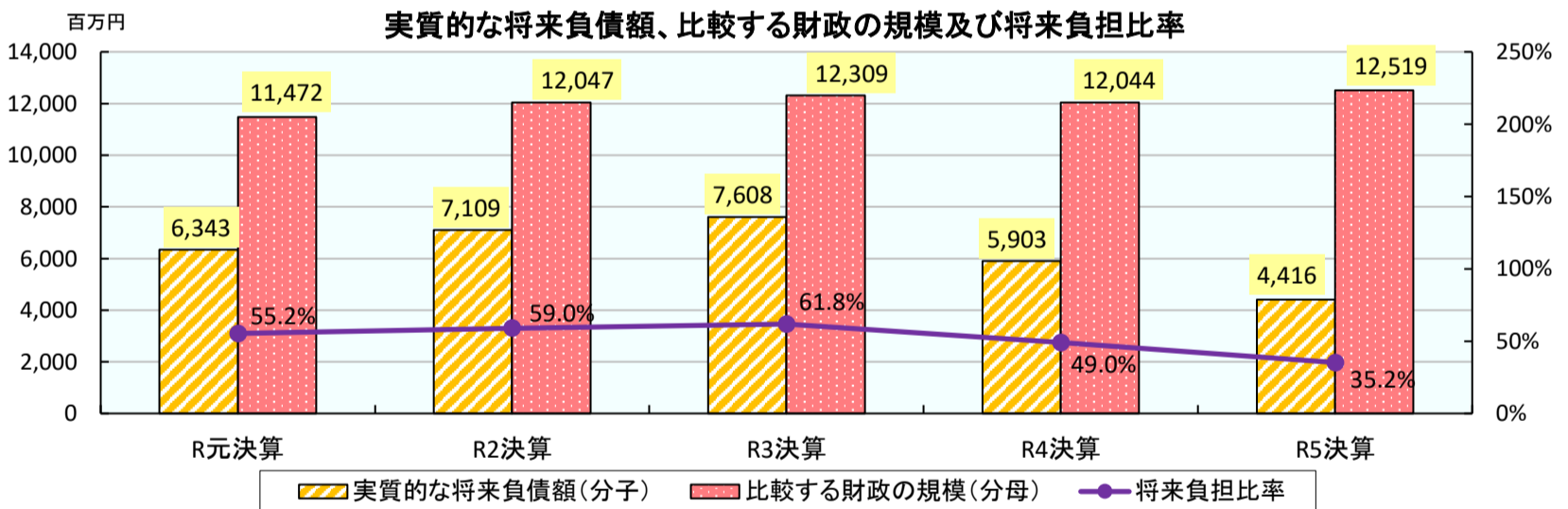
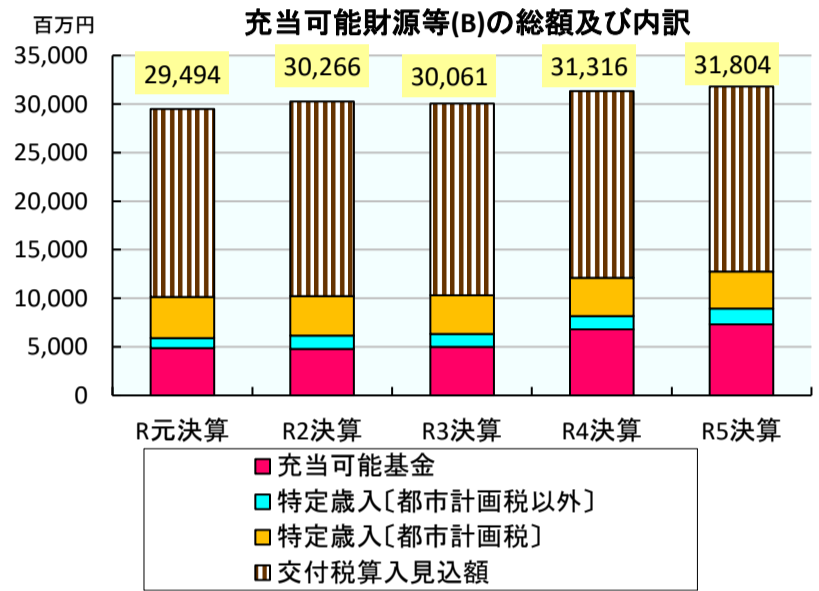
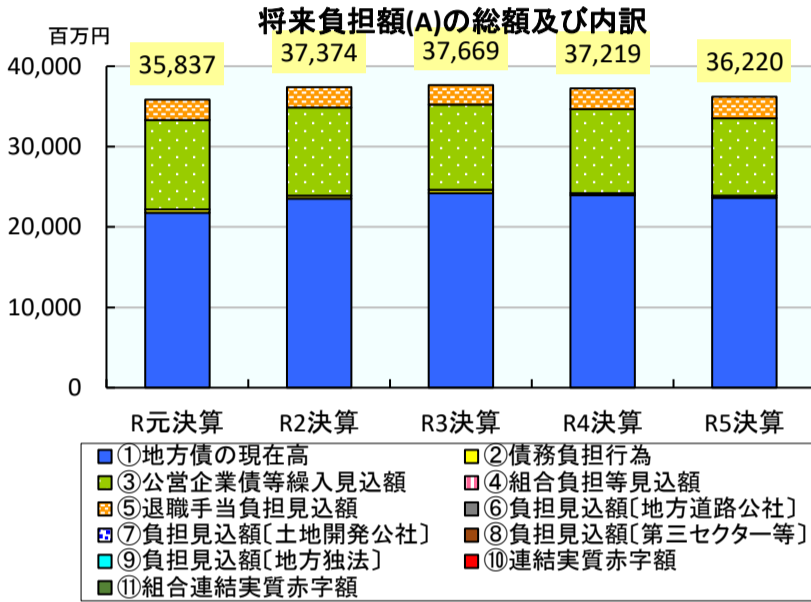
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	13,127,436	13,662,607	4.1	13,875,216	1.6	13,560,395	▲ 2.3	13,991,631	3.2
算入公債費等の額(D)	1,655,815	1,615,187	▲ 2.5	1,565,839	▲ 3.1	1,516,168	▲ 3.2	1,472,654	▲ 2.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	11,471,621	12,047,420	5.0	12,309,377	2.2	12,044,227	▲ 2.2	12,518,977	3.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	112.3 %	107.1 %	82.9 %	74.3 %	66.9 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 1,760,052,942 \end{array} - \begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 1,494,937,018 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 453,616,210 \end{array} - \begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 57,609,318 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 265,115,924 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 396,006,892 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \\ 66.9\% \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	1,408,879,494	1,400,373,258	▲ 0.6	1,401,546,289	0.1	1,387,605,598	▲ 1.0	1,367,746,081	▲ 1.4
②債務負担行為	26,964,326	29,128,821	8.0	33,551,925	15.2	30,888,942	▲ 7.9	27,658,478	▲ 10.5
③公営企業債等繰入見込額	269,492,981	256,858,212	▲ 4.7	251,685,032	▲ 2.0	259,474,968	3.1	260,431,616	0.4
④組合負担等見込額	3,458,442	3,162,176	▲ 8.6	2,824,104	▲ 10.7	2,487,508	▲ 11.9	2,149,932	▲ 13.6
⑤退職手当負担見込額	91,930,706	90,695,899	▲ 1.3	88,202,690	▲ 2.7	87,241,384	▲ 1.1	88,709,074	1.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	15,476,476	19,326,113	24.9	9,955,353	▲ 48.5	13,031,149	30.9	13,357,761	2.5
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	1,816,202,425	1,799,544,479	▲ 0.9	1,787,765,393	▲ 0.7	1,780,729,549	▲ 0.4	1,760,052,942	▲ 1.2

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	282,212,070	295,510,578	4.7	336,217,580	13.8	378,562,531	12.6	403,392,853	6.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	85,984,678	60,518,489	▲ 29.6	66,024,586	9.1	63,620,870	▲ 3.6	60,069,167	▲ 5.6
特定歳入〔都市計画税〕	197,472,929	205,591,835	4.1	212,129,413	3.2	220,785,594	4.1	220,808,536	0.0
交付税算入見込額	845,401,556	843,487,774	▲ 0.2	847,438,584	0.5	832,371,232	▲ 1.8	810,666,462	▲ 2.6
充当可能財源等(B)	1,411,071,233	1,405,108,676	▲ 0.4	1,461,810,163	4.0	1,495,340,227	2.3	1,494,937,018	0.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	405,131,192	394,435,803	▲ 2.6	325,955,230	▲ 17.4	285,389,322	▲ 12.4	265,115,924	▲ 7.1

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

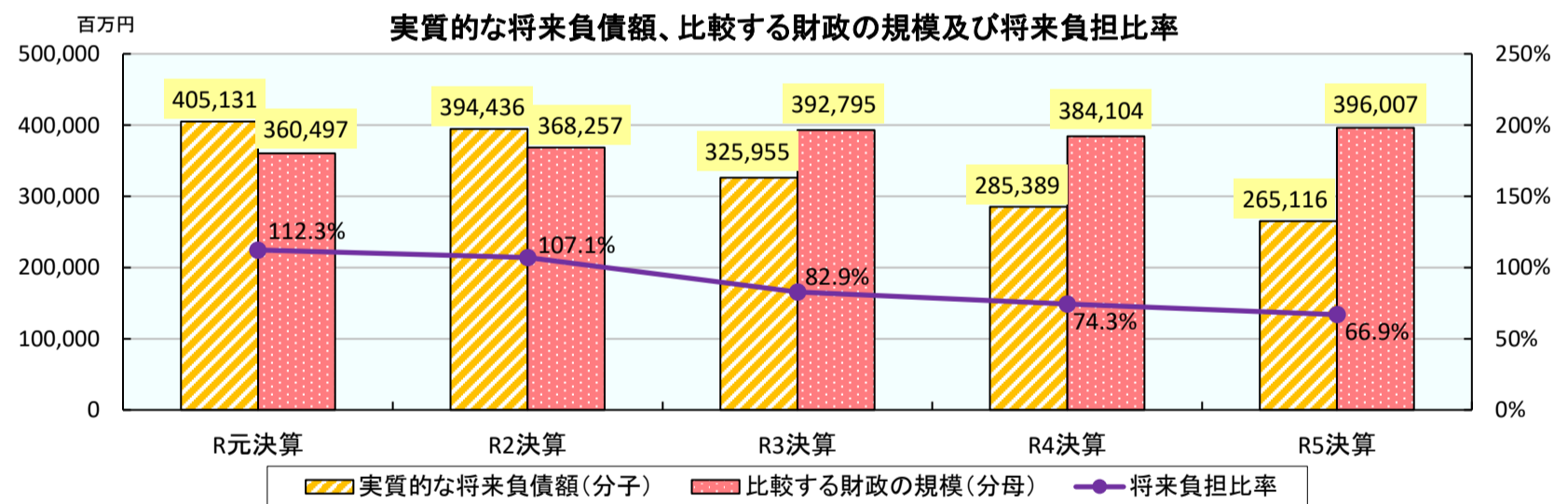
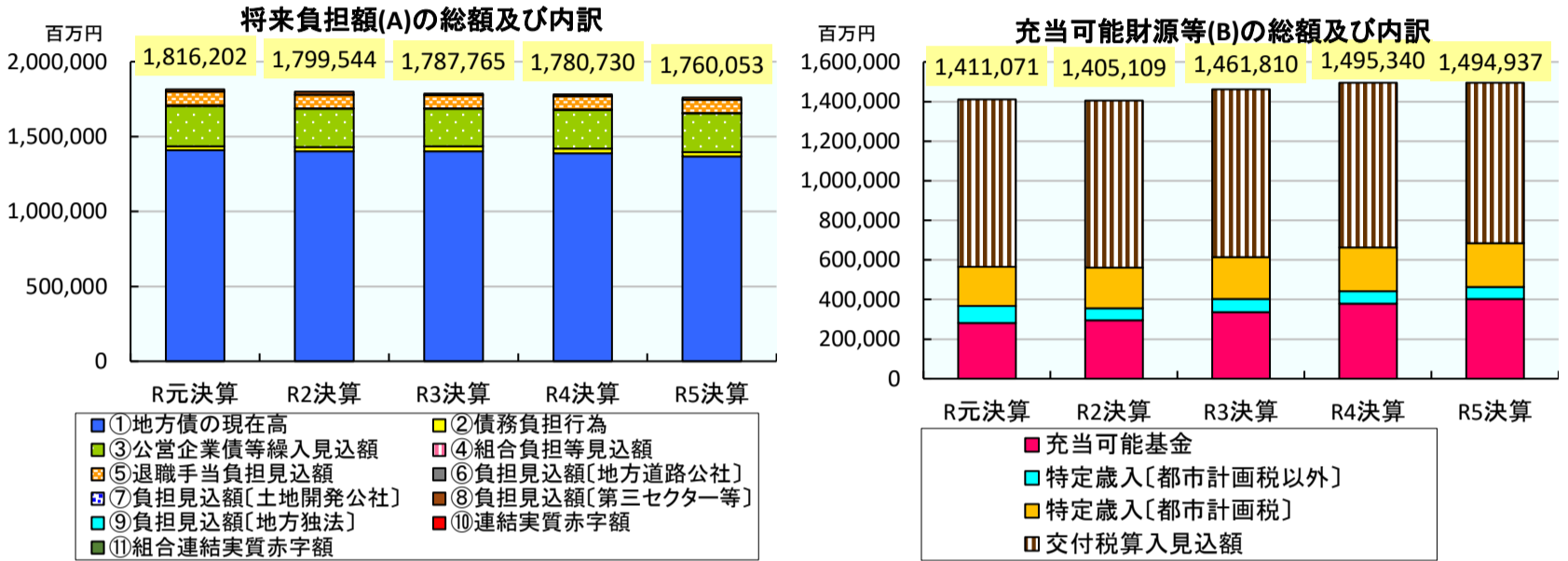
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	421,511,166	427,491,897	1.4	451,517,796	5.6	442,104,112	▲ 2.1	453,616,210	2.6
算入公債費等の額(D)	61,013,993	59,234,687	▲ 2.9	58,723,031	▲ 0.9	58,000,291	▲ 1.2	57,609,318	▲ 0.7

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	360,497,173	368,257,210	2.2	392,794,765	6.7	384,103,821	▲ 2.2	396,006,892	3.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0.2%	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 26,607,946 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 15,027,103 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 28,578,056 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,802,464 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 1,970,110 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 13,224,639 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} - \\ - \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	19,478,297	18,912,036	▲ 2.9	18,831,510	▲ 0.4	18,004,576	▲ 4.4	18,257,766	1.4
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	10,055,679	8,943,908	▲ 11.1	8,172,264	▲ 8.6	7,625,164	▲ 6.7	7,229,800	▲ 5.2
④組合負担等見込額	622,920	538,066	▲ 13.6	413,203	▲ 23.2	339,999	▲ 17.7	401,223	18.0
⑤退職手当負担見込額	703,764	676,626	▲ 3.9	679,693	0.5	670,625	▲ 1.3	719,157	7.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	30,860,660	29,070,636	▲ 5.8	28,096,670	▲ 3.4	26,640,364	▲ 5.2	26,607,946	▲ 0.1

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	9,642,898	9,807,068	1.7	10,525,292	7.3	10,588,691	0.6	10,595,199	0.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	64,645	5,838	▲ 91.0	809	▲ 86.1	1,301	60.8	1,229	▲ 5.5
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	21,125,464	20,552,273	▲ 2.7	20,160,619	▲ 1.9	19,015,577	▲ 5.7	17,981,628	▲ 5.4
充当可能財源等(B)	30,833,007	30,365,179	▲ 1.5	30,686,720	1.1	29,605,569	▲ 3.5	28,578,056	▲ 3.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	27,653	▲ 1,294,543	皆減	▲ 2,590,050		▲ 2,965,205		▲ 1,970,110	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

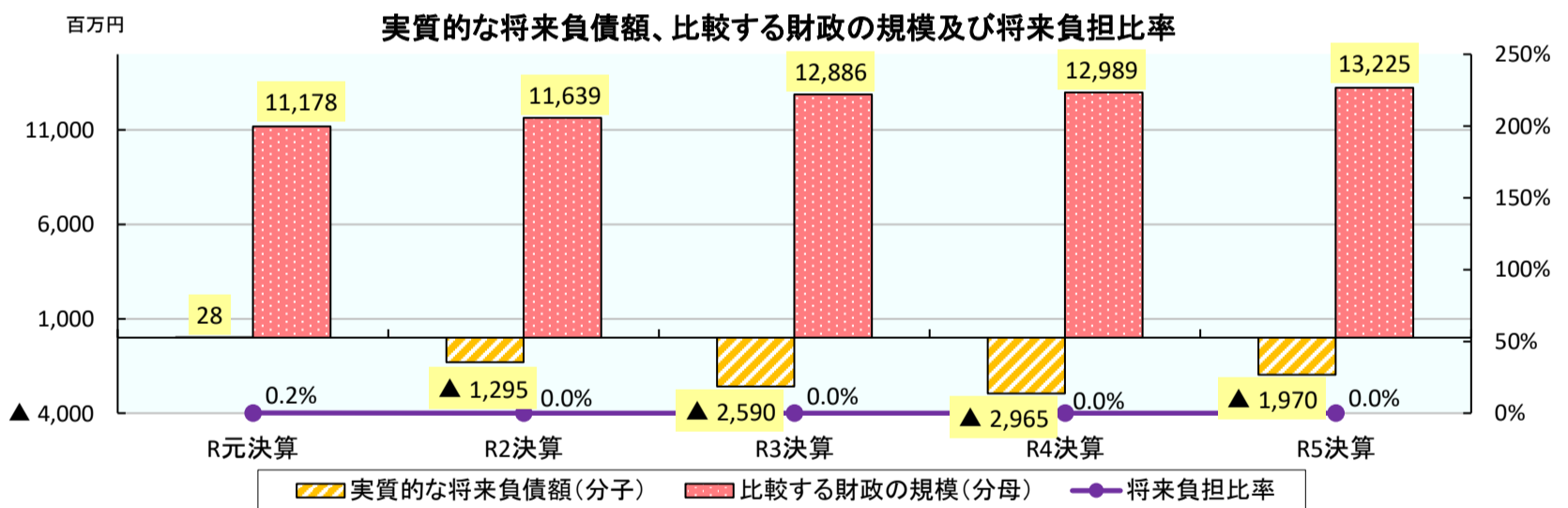
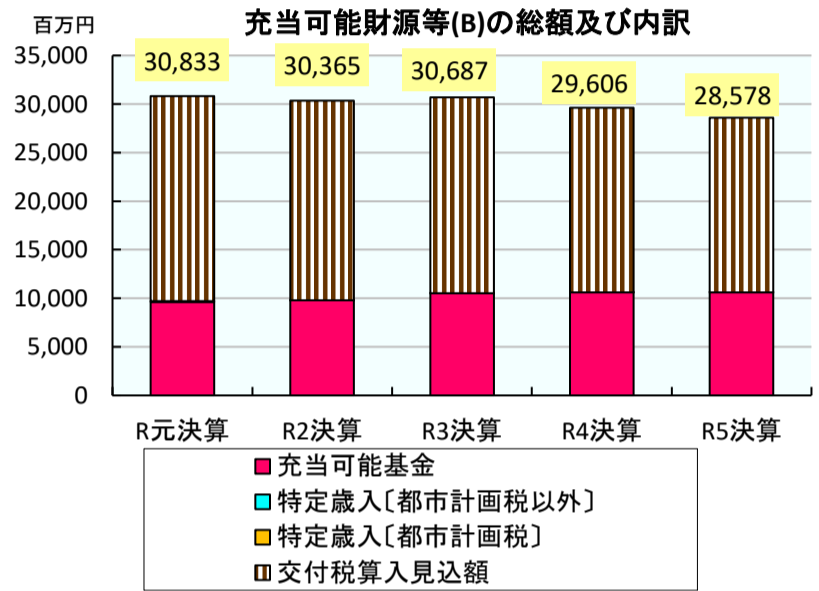
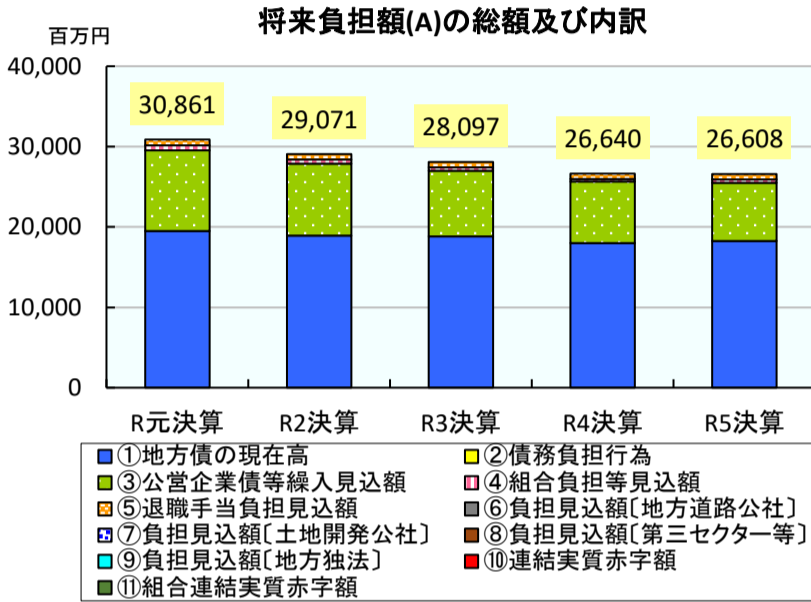
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	13,031,885	13,508,779	3.7	14,760,417	9.3	14,814,145	0.4	15,027,103	1.4
算入公債費等の額(D)	1,853,847	1,869,794	0.9	1,874,583	0.3	1,824,796	▲ 2.7	1,802,464	▲ 1.2

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	11,178,038	11,638,985	4.1	12,885,834	10.7	12,989,349	0.8	13,224,639	1.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	50.4 %	36.2 %	20.6 %	10.1 %	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)}}{\text{標準財政規模(C)}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)}}{\text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 \frac{11,754,362}{7,200,310} - \frac{12,104,560}{798,166} = \frac{\Delta 350,198}{6,402,144} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	10,136,661	9,704,855	▲ 4.3	9,421,799	▲ 2.9	8,677,124	▲ 7.9	7,581,324	▲ 12.6
②債務負担行為	144,585	144,542	0.0	144,521	0.0	144,505	0.0	144,485	0.0
③公営企業債等繰入見込額	2,939,724	2,659,168	▲ 9.5	2,338,290	▲ 12.1	2,103,434	▲ 10.0	1,867,495	▲ 11.2
④組合負担等見込額	348,129	262,008	▲ 24.7	194,539	▲ 25.8	153,416	▲ 21.1	309,695	101.9
⑤退職手当負担見込額	1,740,509	1,833,356	5.3	1,810,338	▲ 1.3	1,823,507	0.7	1,851,363	1.5
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	15,309,608	14,603,929	▲ 4.6	13,909,487	▲ 4.8	12,901,986	▲ 7.2	11,754,362	▲ 8.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	2,703,956	2,731,586	1.0	3,419,297	25.2	3,715,924	8.7	4,156,865	11.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	513,433	469,877	▲ 8.5	424,847	▲ 9.6	383,935	▲ 9.6	347,021	▲ 9.6
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,091,342	9,144,280	0.6	8,713,972	▲ 4.7	8,160,365	▲ 6.4	7,600,674	▲ 6.9
充当可能財源等(B)	12,308,731	12,345,743	0.3	12,558,116	1.7	12,260,224	▲ 2.4	12,104,560	▲ 1.3

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	3,000,877	2,258,186	▲ 24.7	1,351,371	▲ 40.2	641,762	▲ 52.5	▲ 350,198	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

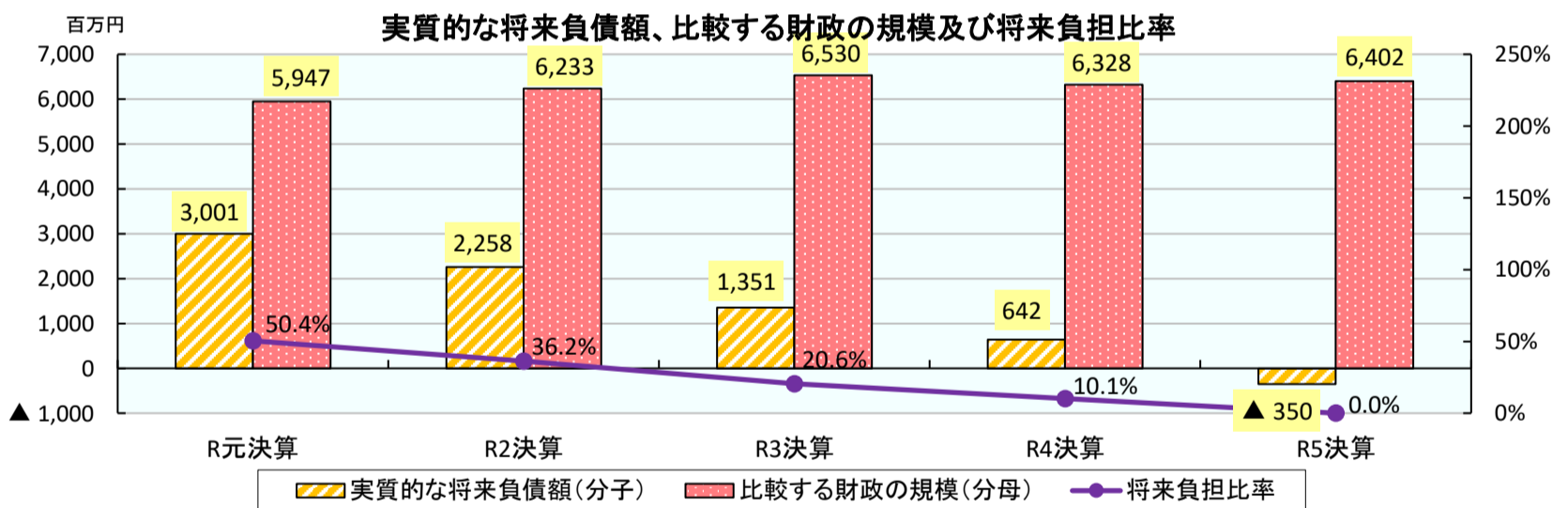
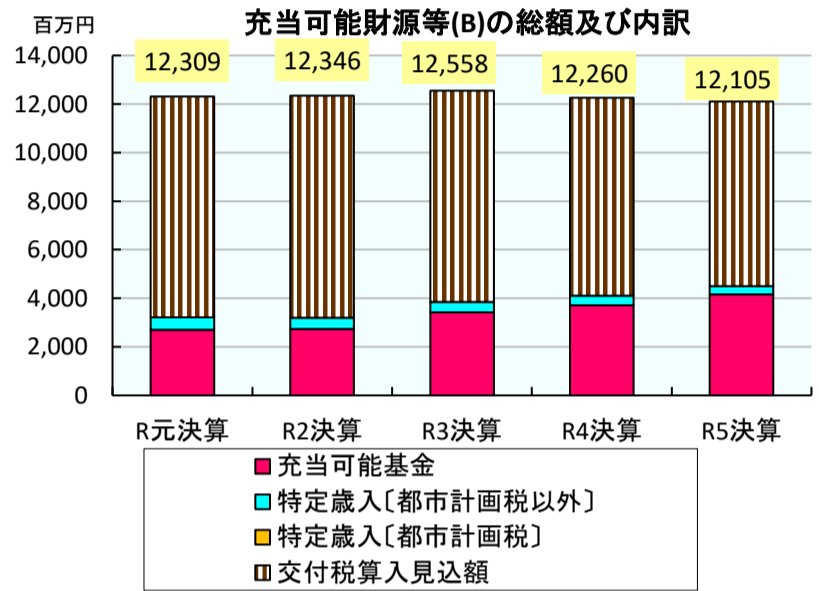
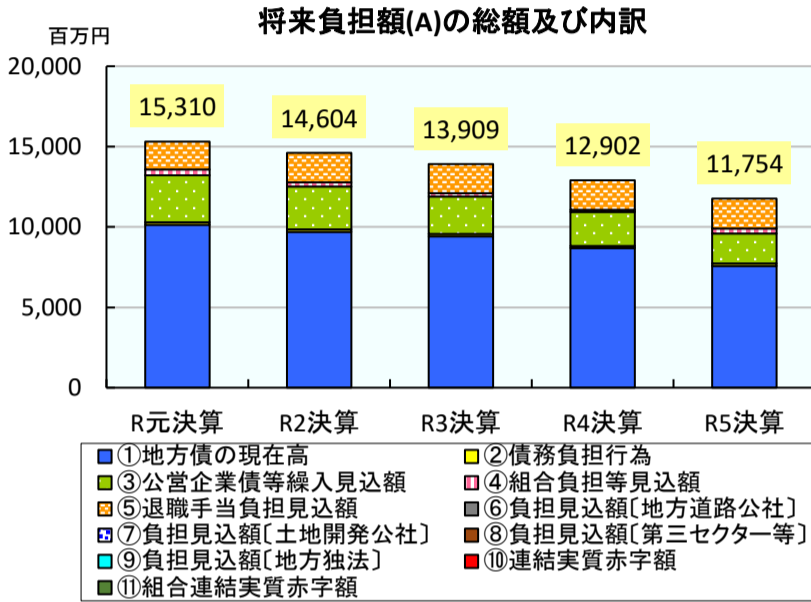
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	6,850,340	7,126,818	4.0	7,402,147	3.9	7,139,534	▲ 3.5	7,200,310	0.9
算入公債費等の額(D)	903,415	893,737	▲ 1.1	872,186	▲ 2.4	811,333	▲ 7.0	798,166	▲ 1.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	5,946,925	6,233,081	4.8	6,529,961	4.8	6,328,201	▲ 3.1	6,402,144	1.2

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	—	—	0.3%	1.1%	5.6%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 33,682,272}{\text{標準財政規模(C)} \quad 11,067,607} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 33,134,533}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,451,405} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 547,739}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 9,616,202} = 5.6\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	18,702,683	21,383,287	14.3	25,543,001	19.5	27,088,790	6.1	26,820,580	▲ 1.0
②債務負担行為	188,683	169,077	▲ 10.4	184,842	9.3	155,112	▲ 16.1	127,455	▲ 17.8
③公営企業債等繰入見込額	3,811,280	3,605,377	▲ 5.4	3,309,721	▲ 8.2	3,359,832	1.5	3,527,153	5.0
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,262,547	3,189,125	▲ 2.3	3,141,375	▲ 1.5	3,182,259	1.3	3,207,084	0.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	25,965,193	28,346,866	9.2	32,178,939	13.5	33,785,993	5.0	33,682,272	▲ 0.3

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	9,920,678	10,130,468	2.1	10,807,721	6.7	11,379,561	5.3	11,186,124	▲ 1.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,244,568	1,099,510	▲ 11.7	928,969	▲ 15.5	767,882	▲ 17.3	608,986	▲ 20.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	15,589,318	17,496,122	12.2	20,411,015	16.7	21,525,297	5.5	21,339,423	▲ 0.9
充当可能財源等(B)	26,754,564	28,726,100	7.4	32,147,705	11.9	33,672,740	4.7	33,134,533	▲ 1.6

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 789,371	▲ 379,234		31,234	皆増	113,253	262.6	547,739	383.6

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

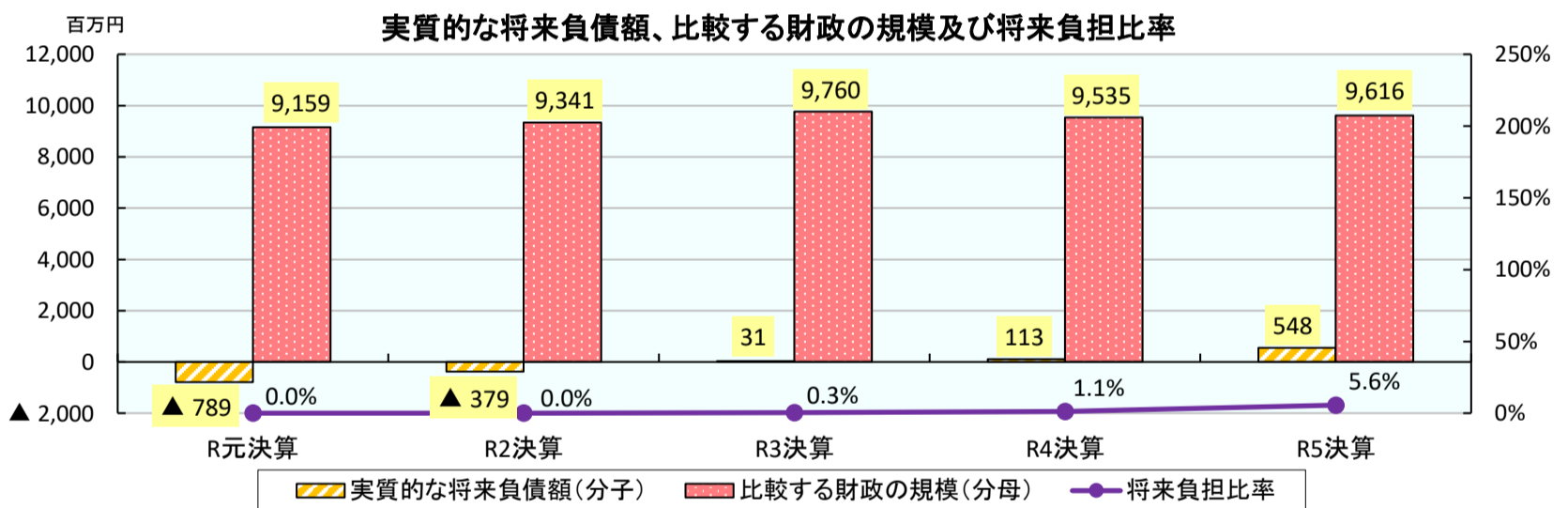
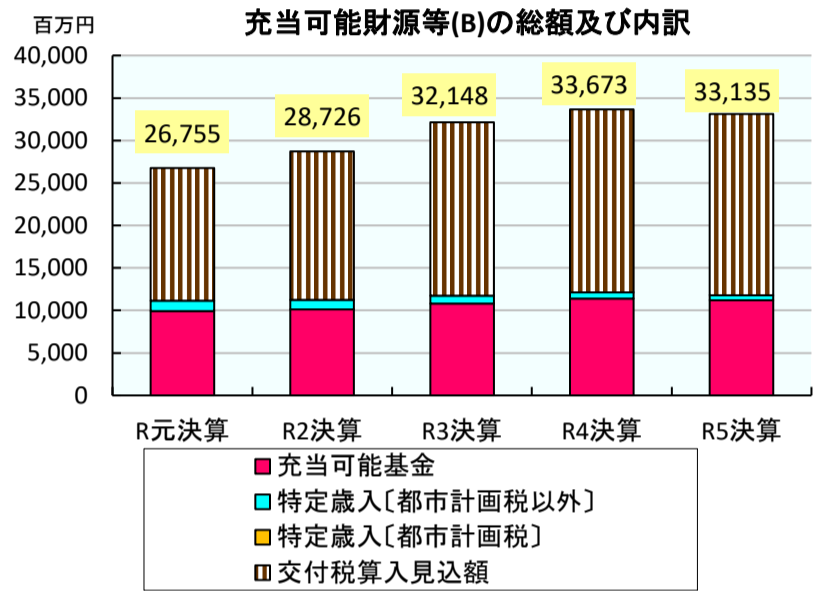
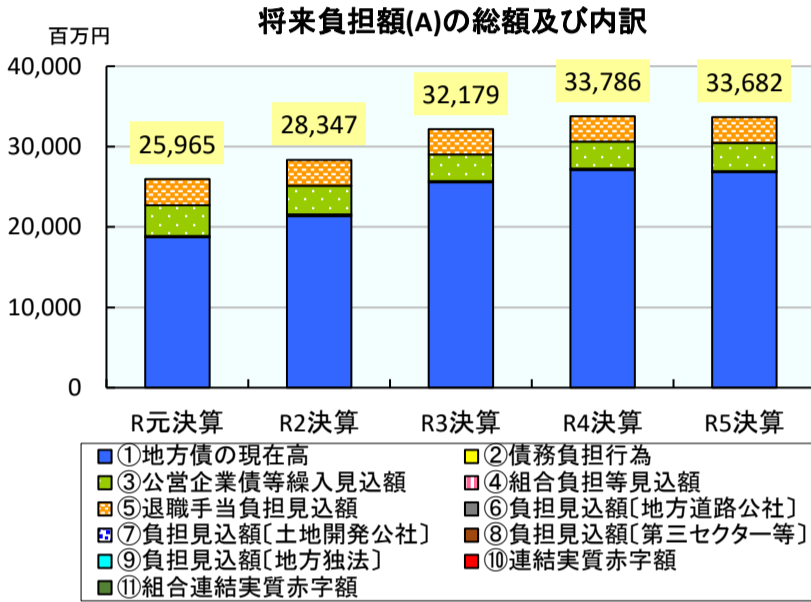
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	10,230,788	10,492,658	2.6	11,008,953	4.9	10,847,359	▲ 1.5	11,067,607	2.0
算入公債費等の額(D)	1,071,948	1,151,647	7.4	1,248,855	8.4	1,312,630	5.1	1,451,405	10.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	9,158,840	9,341,011	2.0	9,760,098	4.5	9,534,729	▲ 2.3	9,616,202	0.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 = \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 27,305,391 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 9,302,578 \end{array}}
 - \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 29,010,706 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,286,919 \end{array}}
 = \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 1,705,315 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 8,015,659 \end{array}}
 = \begin{array}{c} \text{ } \\ - \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	19,749,263	20,435,273	3.5	22,395,268	9.6	21,762,886	▲ 2.8	21,201,545	▲ 2.6
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,697,829	3,756,005	1.6	3,922,981	4.4	4,058,263	3.4	4,154,937	2.4
④組合負担等見込額	27,464	19,625	▲ 28.5	11,602	▲ 40.9	6,284	▲ 45.8	8,846	40.8
⑤退職手当負担見込額	2,122,244	2,053,316	▲ 3.2	1,990,780	▲ 3.0	1,975,648	▲ 0.8	1,940,063	▲ 1.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	25,596,800	26,264,219	2.6	28,320,631	7.8	27,803,081	▲ 1.8	27,305,391	▲ 1.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	11,377,979	11,781,109	3.5	11,964,436	1.6	12,600,044	5.3	13,058,870	3.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	126,033	93,495	▲ 25.8	62,402	▲ 33.3	34,272	▲ 45.1	21,613	▲ 36.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	15,622,242	16,148,800	3.4	17,039,631	5.5	16,840,082	▲ 1.2	15,930,223	▲ 5.4
充当可能財源等(B)	27,126,254	28,023,404	3.3	29,066,469	3.7	29,474,398	1.4	29,010,706	▲ 1.6

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,529,454	▲ 1,759,185		▲ 745,838		▲ 1,671,317		▲ 1,705,315	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

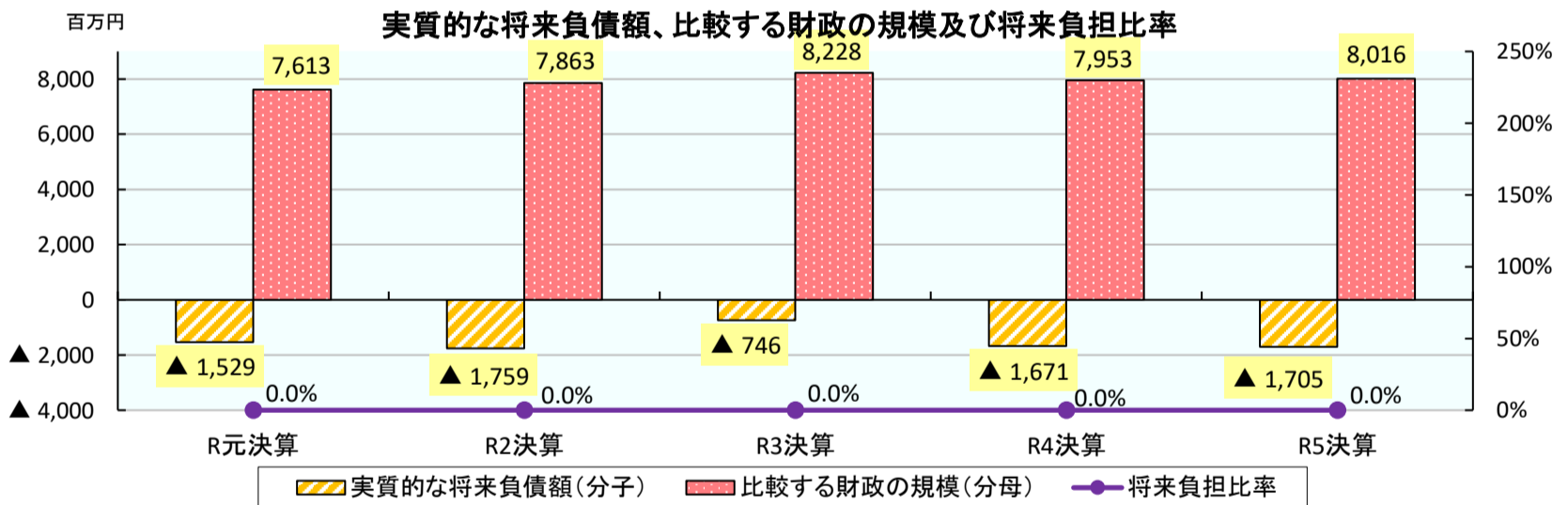
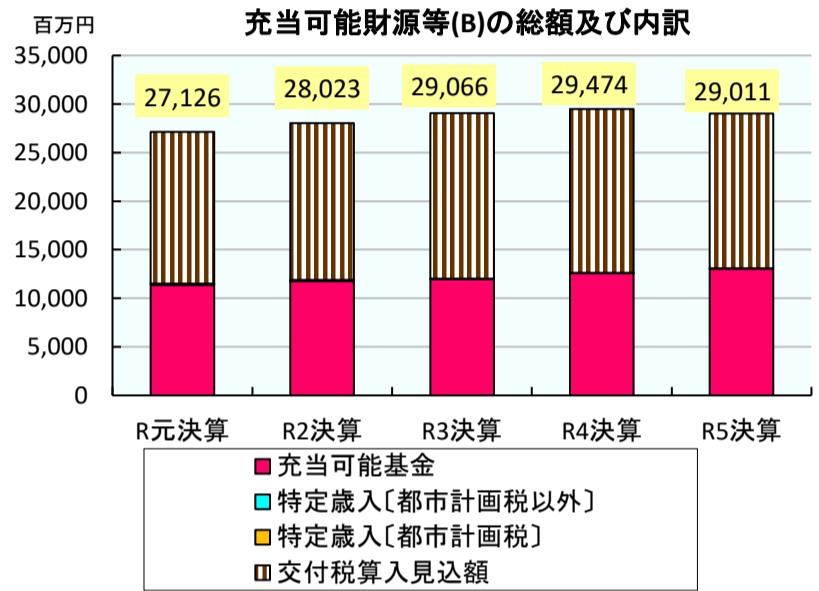
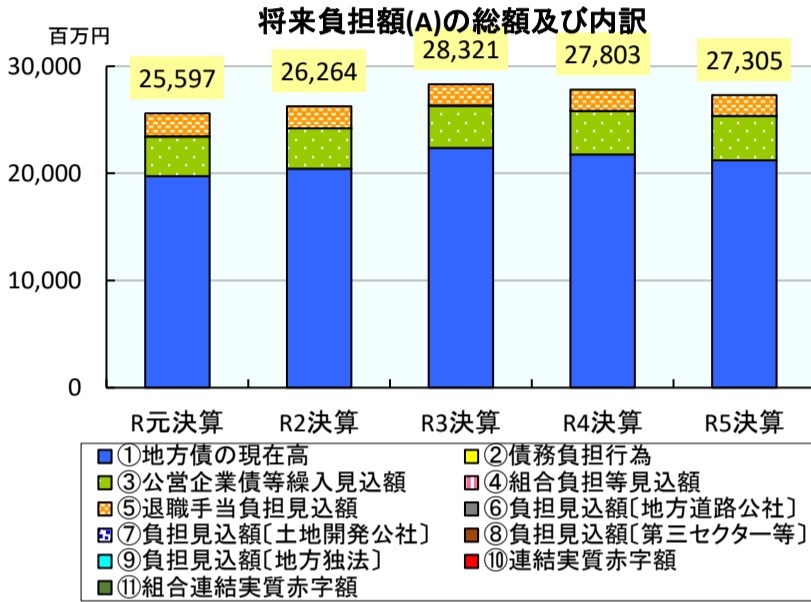
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	8,901,508	9,132,571	2.6	9,467,401	3.7	9,195,681	▲ 2.9	9,302,578	1.2
算入公債費等の額(D)	1,288,463	1,269,365	▲ 1.5	1,239,235	▲ 2.4	1,242,485	0.3	1,286,919	3.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	7,613,045	7,863,206	3.3	8,228,166	4.6	7,953,196	▲ 3.3	8,015,659	0.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 25,430,688}{\text{標準財政規模(C)} \quad 21,577,440} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 48,201,843}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 3,075,588} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 22,771,155}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 18,501,852} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	25,353,750	23,426,207	▲ 7.6	22,862,927	▲ 2.4	21,629,202	▲ 5.4	20,204,850	▲ 6.6
②債務負担行為	103,223	103,388	0.2	103,554	0.2	103,721	0.2	103,721	0.0
③公営企業債等繰入見込額	3,412,752	2,952,896	▲ 13.5	2,798,423	▲ 5.2	2,645,911	▲ 5.4	2,294,014	▲ 13.3
④組合負担等見込額	1,822,907	1,600,983	▲ 12.2	1,316,013	▲ 17.8	1,100,165	▲ 16.4	1,103,321	0.3
⑤退職手当負担見込額	1,845,190	1,872,967	1.5	1,829,926	▲ 2.3	1,697,098	▲ 7.3	1,724,782	1.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	32,537,822	29,956,441	▲ 7.9	28,910,843	▲ 3.5	27,176,097	▲ 6.0	25,430,688	▲ 6.4

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	16,136,009	16,310,229	1.1	17,382,226	6.6	18,169,308	4.5	17,983,834	▲ 1.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	345,501	219,911	▲ 36.4	167,925	▲ 23.6	104,972	▲ 37.5	134,304	27.9
特定歳入〔都市計画税〕	2,195,930	2,193,598	▲ 0.1	2,354,812	7.3	2,140,220	▲ 9.1	1,808,228	▲ 15.5
交付税算入見込額	34,424,758	32,912,031	▲ 4.4	31,343,357	▲ 4.8	29,567,213	▲ 5.7	28,275,477	▲ 4.4
充当可能財源等(B)	53,102,198	51,635,769	▲ 2.8	51,248,320	▲ 0.8	49,981,713	▲ 2.5	48,201,843	▲ 3.6

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 20,564,376	▲ 21,679,328		▲ 22,337,477		▲ 22,805,616		▲ 22,771,155	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

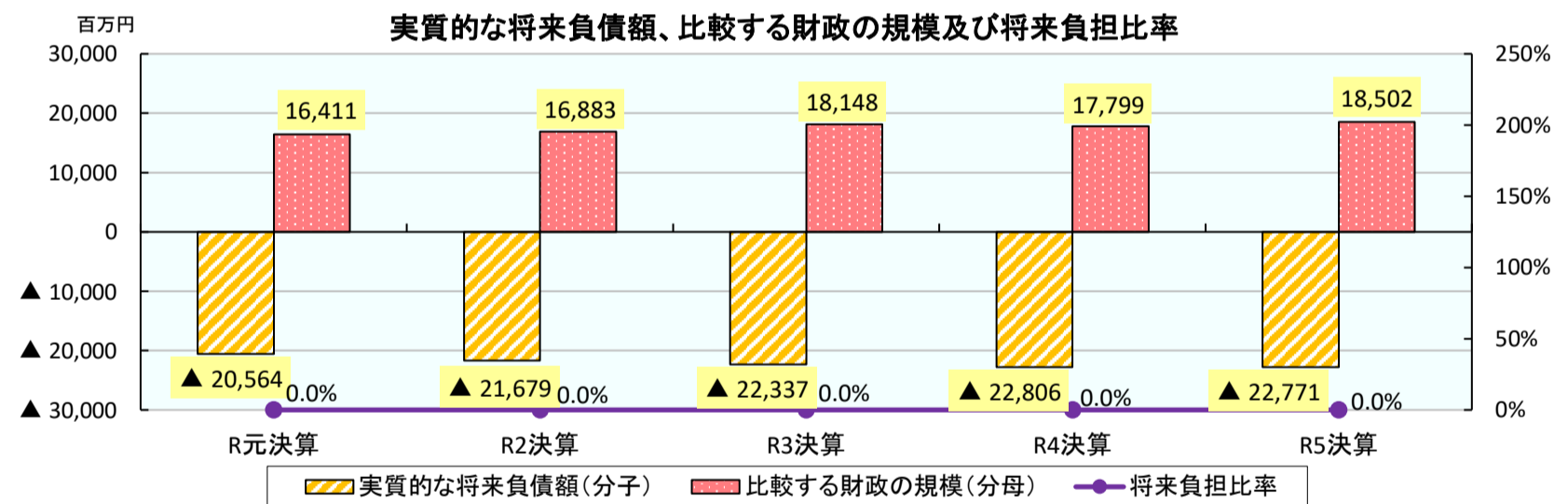
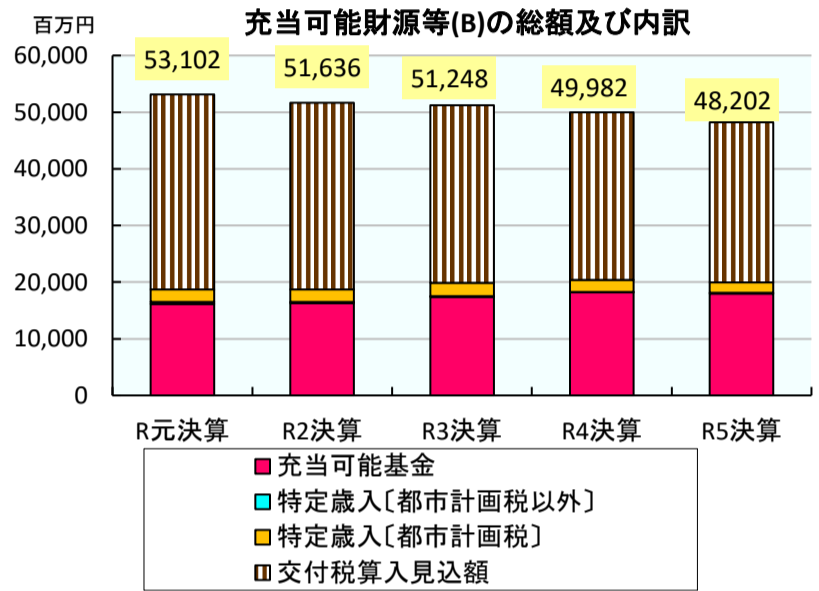
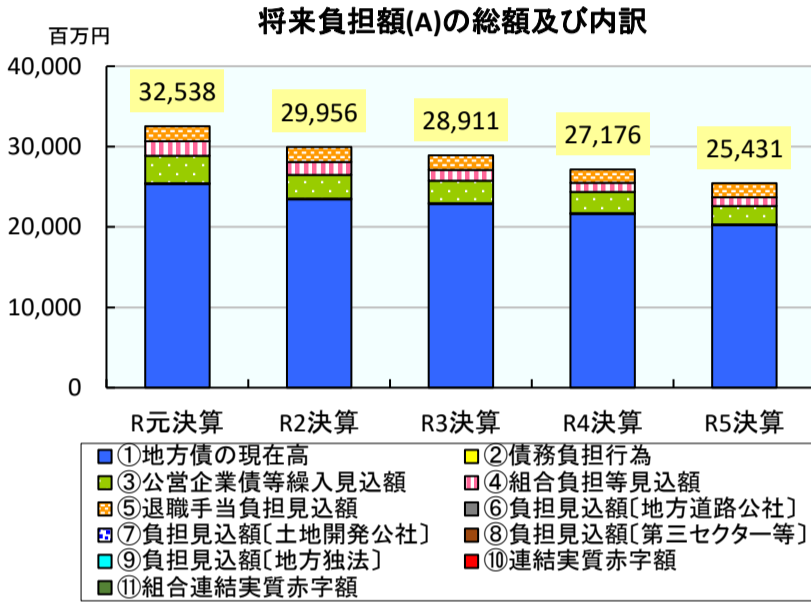
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	19,776,265	20,246,485	2.4	21,399,636	5.7	20,894,967	▲ 2.4	21,577,440	3.3
算入公債費等の額(D)	3,364,989	3,363,748	0.0	3,251,587	▲ 3.3	3,095,896	▲ 4.8	3,075,588	▲ 0.7

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	16,411,276	16,882,737	2.9	18,148,049	7.5	17,799,071	▲ 1.9	18,501,852	3.9

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	22.3 %	32.5 %	42.4 %	34.3 %	23.6 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 46,574,440 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 16,886,314 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 43,192,273 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 2,599,929 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 3,382,167 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 14,286,385 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c}
 23.6\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	32,415,723	35,648,867	10.0	38,629,831	8.4	37,776,189	▲ 2.2	36,985,469	▲ 2.1
②債務負担行為	756,452	638,772	▲ 15.6	570,139	▲ 10.7	504,173	▲ 11.6	441,425	▲ 12.4
③公営企業債等繰入見込額	6,281,729	5,945,676	▲ 5.3	5,493,329	▲ 7.6	5,159,136	▲ 6.1	4,980,561	▲ 3.5
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	4,221,944	4,383,285	3.8	4,331,499	▲ 1.2	4,349,306	0.4	4,166,079	▲ 4.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	1,627	276	▲ 83.0	1,218	341.3	0	皆減	906	皆増
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	43,677,475	46,616,876	6.7	49,026,016	5.2	47,788,804	▲ 2.5	46,574,440	▲ 2.5

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	11,064,846	11,063,337	0.0	11,413,881	3.2	12,925,355	13.2	13,830,663	7.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	909,775	935,924	2.9	989,438	5.7	1,053,993	6.5	1,051,549	▲ 0.2
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	28,702,018	30,197,262	5.2	30,488,125	1.0	28,961,704	▲ 5.0	28,310,061	▲ 2.3
充当可能財源等(B)	40,676,639	42,196,523	3.7	42,891,444	1.6	42,941,052	0.1	43,192,273	0.6

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	3,000,836	4,420,353	47.3	6,134,572	38.8	4,847,752	▲ 21.0	3,382,167	▲ 30.2

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

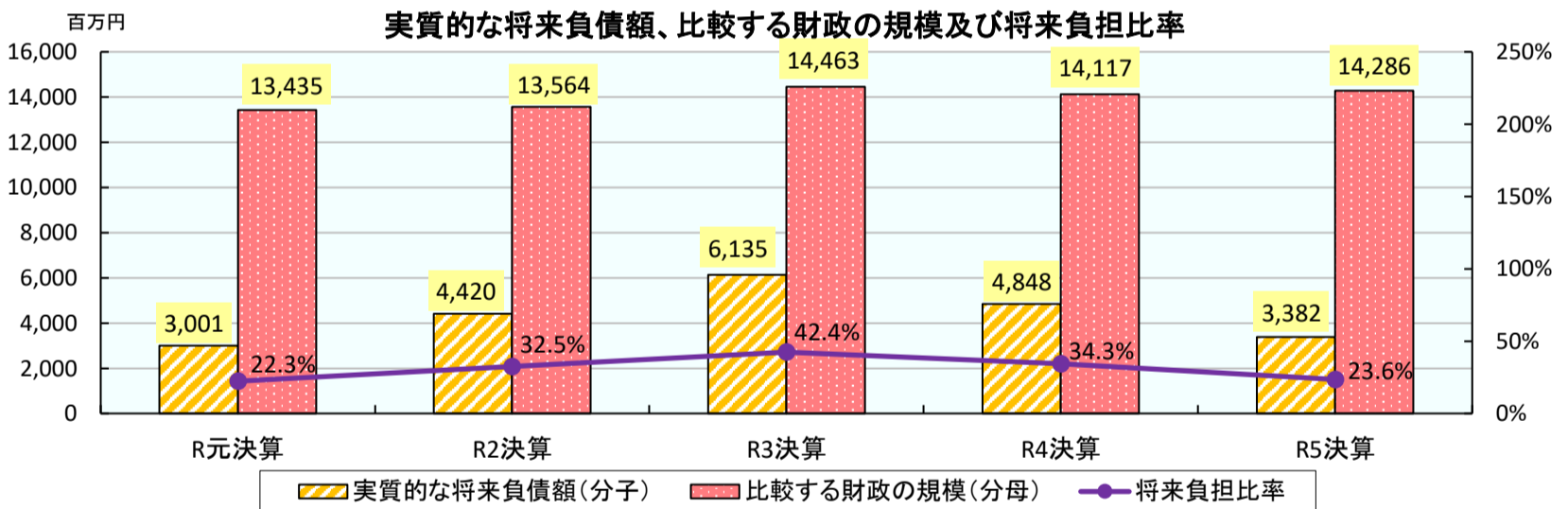
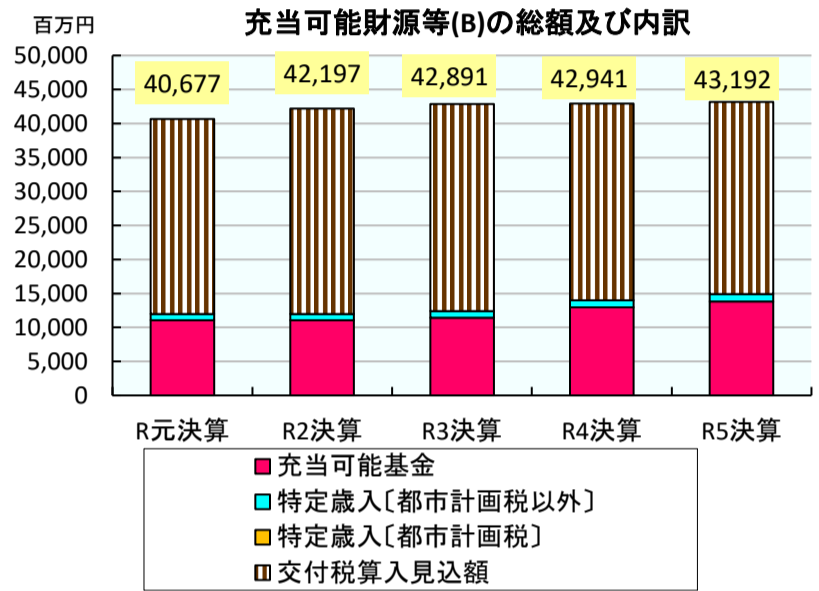
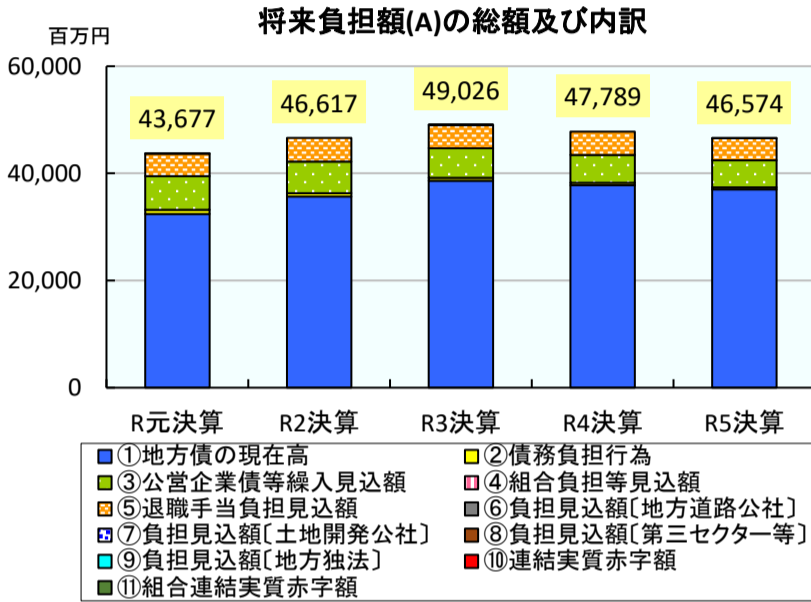
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	16,266,096	16,419,974	0.9	17,140,699	4.4	16,785,505	▲ 2.1	16,886,314	0.6
算入公債費等の額(D)	2,831,222	2,856,183	0.9	2,677,311	▲ 6.3	2,668,499	▲ 0.3	2,599,929	▲ 2.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	13,434,874	13,563,791	1.0	14,463,388	6.6	14,117,006	▲ 2.4	14,286,385	1.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 48,222,161}{\text{標準財政規模(C)} \quad 20,727,157} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 56,405,570}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 3,067,169} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 8,183,409}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 17,659,988} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	25,607,139	26,713,911	4.3	30,257,331	13.3	31,835,063	5.2	36,245,359	13.9
②債務負担行為	388,677	336,071	▲ 13.5	294,543	▲ 12.4	274,776	▲ 6.7	211,511	▲ 23.0
③公営企業債等繰入見込額	7,978,806	7,294,629	▲ 8.6	6,811,189	▲ 6.6	6,048,889	▲ 11.2	5,685,058	▲ 6.0
④組合負担等見込額	1,806,041	1,471,498	▲ 18.5	1,224,756	▲ 16.8	1,094,259	▲ 10.7	965,754	▲ 11.7
⑤退職手当負担見込額	5,724,727	5,360,890	▲ 6.4	5,131,565	▲ 4.3	5,068,991	▲ 1.2	4,916,448	▲ 3.0
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	274,492	267,563	▲ 2.5	0	皆減	0		198,031	皆増
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	4,347	928	▲ 78.7	400	▲ 56.9	0	皆減	0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	41,784,229	41,445,490	▲ 0.8	43,719,784	5.5	44,321,978	1.4	48,222,161	8.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	19,028,513	18,270,287	▲ 4.0	18,819,146	3.0	20,341,241	8.1	20,682,074	1.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	165,355	125,698	▲ 24.0	101,705	▲ 19.1	74,473	▲ 26.8	35,067	▲ 52.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	29,498,052	30,218,916	2.4	29,197,783	▲ 3.4	32,042,423	9.7	35,688,429	11.4
充当可能財源等(B)	48,691,920	48,614,901	▲ 0.2	48,118,634	▲ 1.0	52,458,137	9.0	56,405,570	7.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 6,907,691	▲ 7,169,411		▲ 4,398,850		▲ 8,136,159		▲ 8,183,409	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

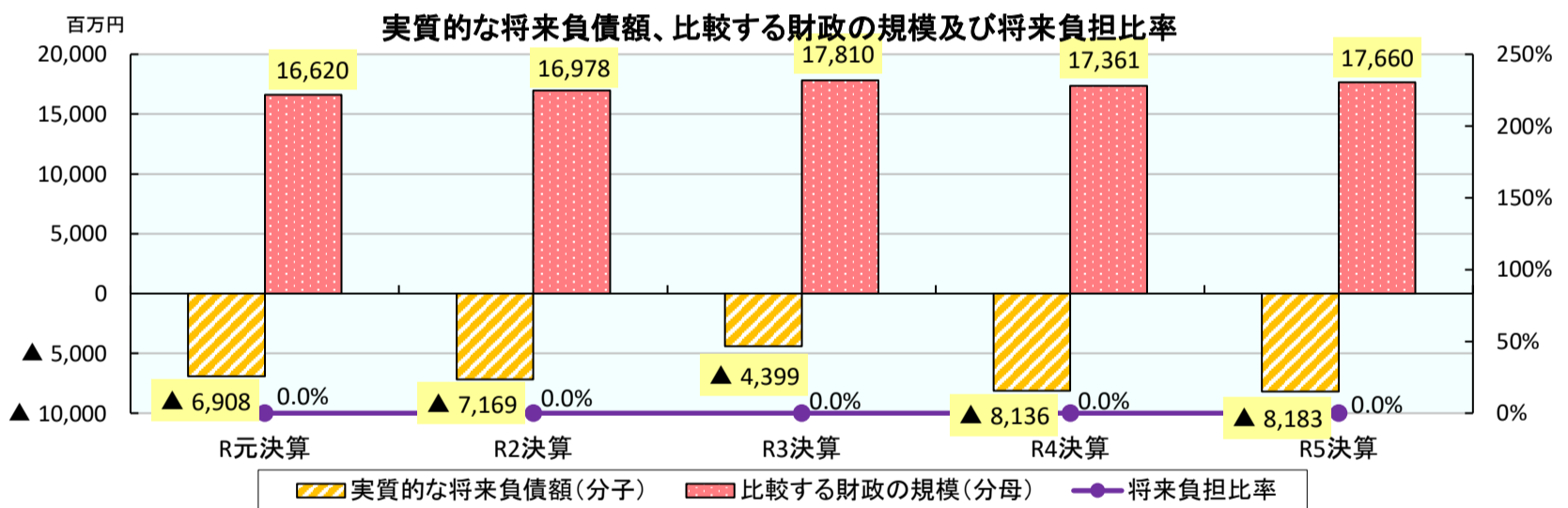
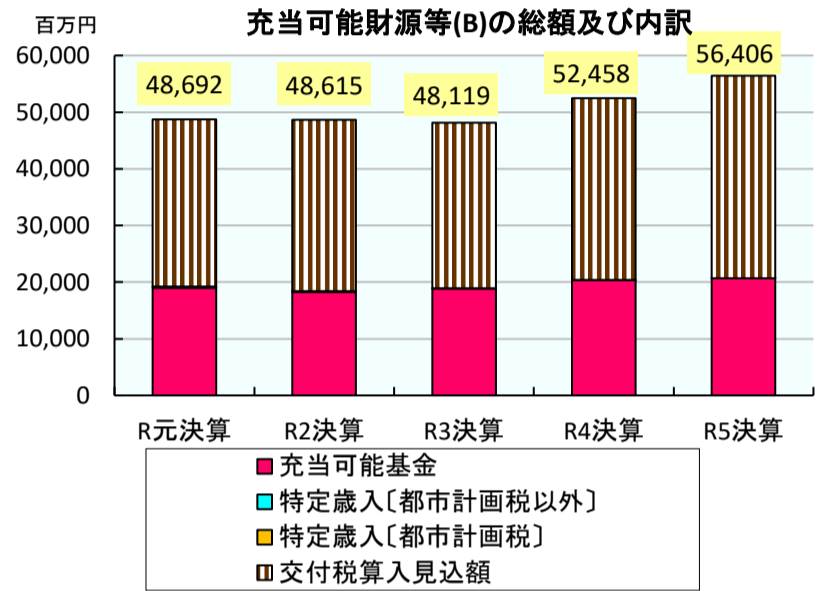
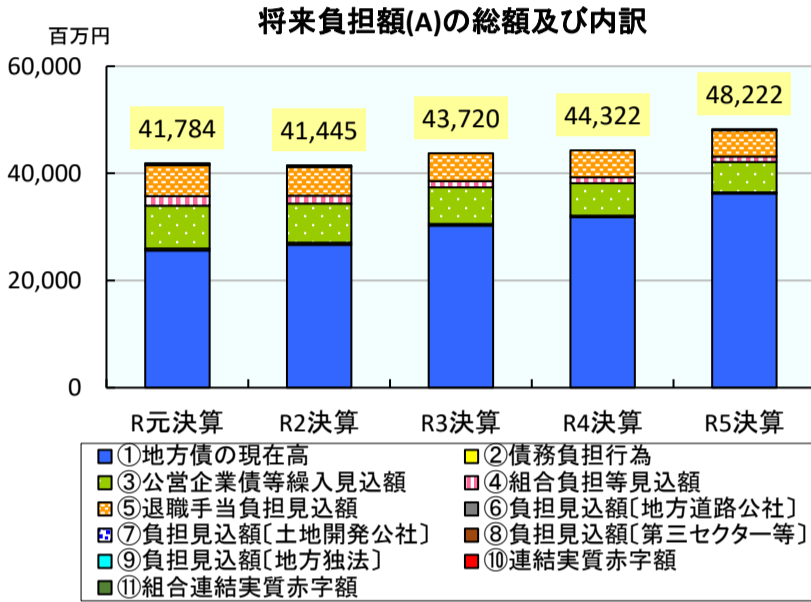
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	19,591,560	19,877,411	1.5	20,751,815	4.4	20,405,156	▲ 1.7	20,727,157	1.6
算入公債費等の額(D)	2,971,195	2,899,891	▲ 2.4	2,941,615	1.4	3,043,981	3.5	3,067,169	0.8

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	16,620,365	16,977,520	2.1	17,810,200	4.9	17,361,175	▲ 2.5	17,659,988	1.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 27,595,090}{\text{標準財政規模(C)} \quad 15,412,787} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 34,633,432}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,300,875} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 7,038,342}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 14,111,912} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	21,572,552	21,486,239	▲ 0.4	21,749,985	1.2	20,867,384	▲ 4.1	19,811,630	▲ 5.1
②債務負担行為	6,633	5,941	▲ 10.4	5,249	▲ 11.6	4,557	▲ 13.2	3,865	▲ 15.2
③公営企業債等繰入見込額	5,418,488	5,250,311	▲ 3.1	5,067,790	▲ 3.5	4,861,929	▲ 4.1	4,361,286	▲ 10.3
④組合負担等見込額	4,947	0	皆減	0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,081,905	3,102,724	0.7	3,118,626	0.5	3,166,521	1.5	3,418,309	8.0
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	30,084,525	29,845,215	▲ 0.8	29,941,650	0.3	28,900,391	▲ 3.5	27,595,090	▲ 4.5

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	14,194,963	13,932,371	▲ 1.8	15,716,158	12.8	16,846,320	7.2	17,929,401	6.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,135,249	1,084,420	▲ 4.5	983,759	▲ 9.3	849,590	▲ 13.6	707,924	▲ 16.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,418,549	17,469,803	0.3	17,362,034	▲ 0.6	16,723,569	▲ 3.7	15,996,107	▲ 4.3
充当可能財源等(B)	32,748,761	32,486,594	▲ 0.8	34,061,951	4.8	34,419,479	1.0	34,633,432	0.6

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 2,664,236	▲ 2,641,379		▲ 4,120,301		▲ 5,519,088		▲ 7,038,342	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

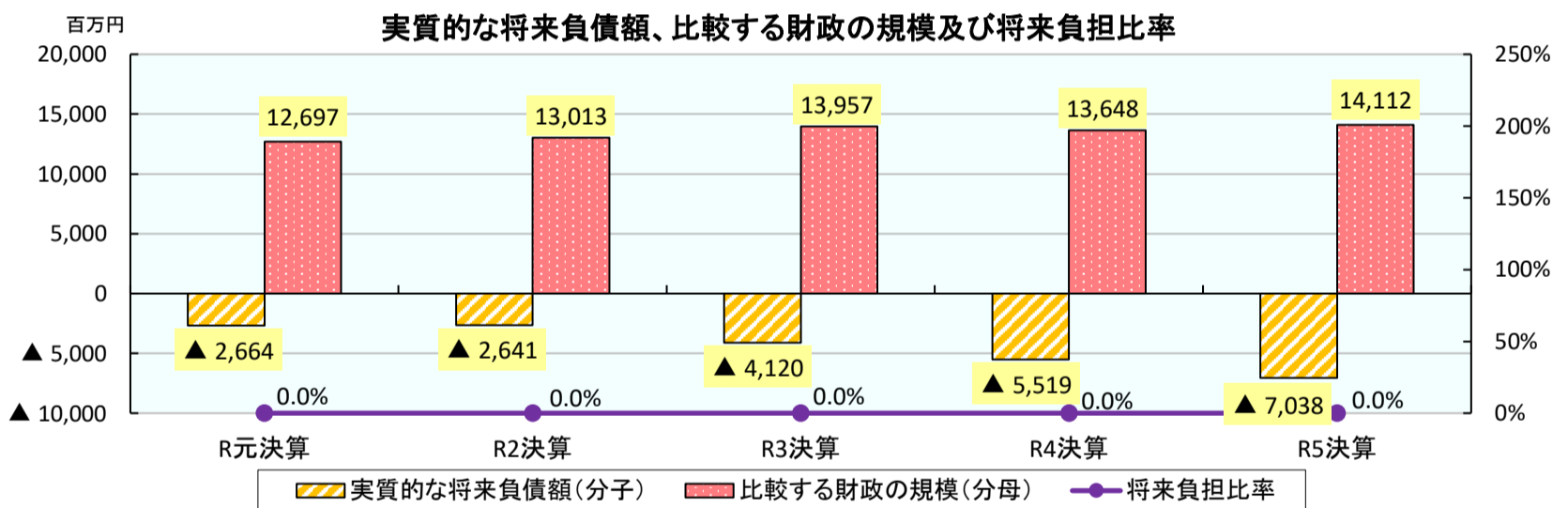
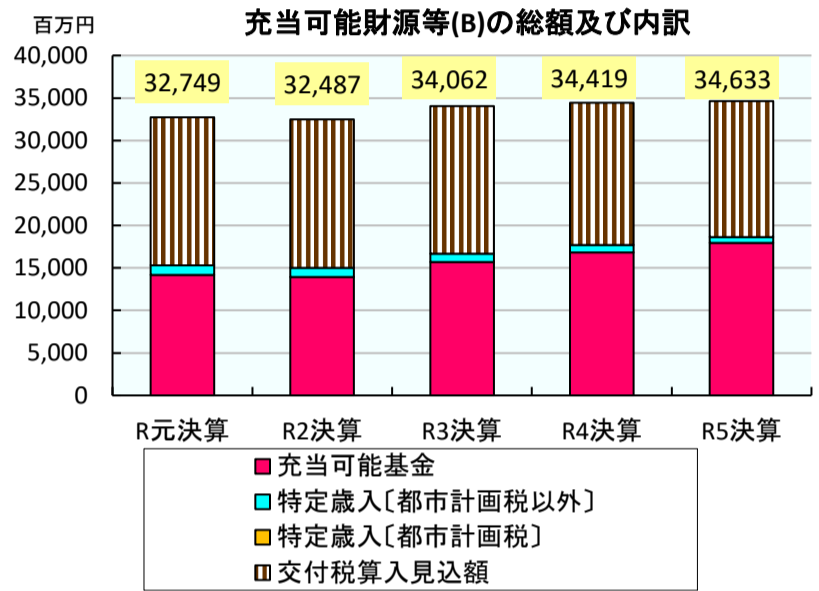
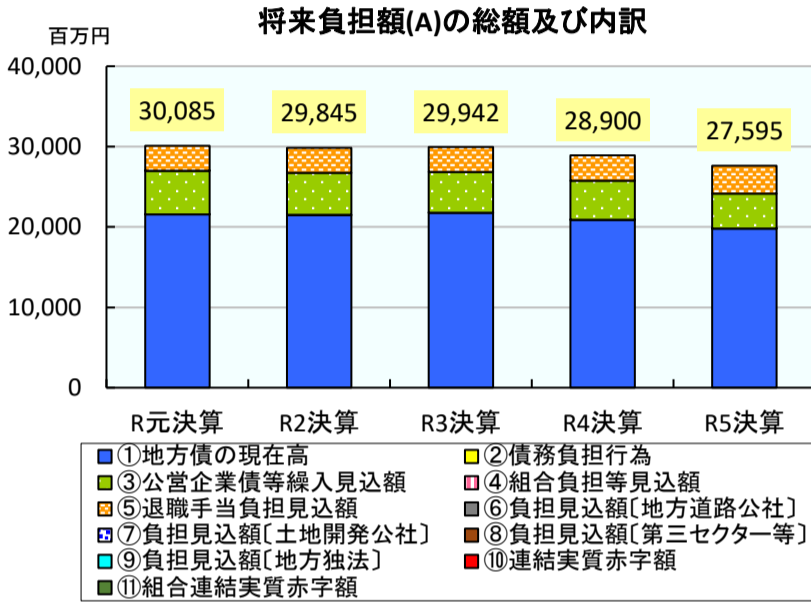
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	14,079,577	14,328,324	1.8	15,270,248	6.6	14,962,729	▲ 2.0	15,412,787	3.0
算入公債費等の額(D)	1,382,272	1,314,890	▲ 4.9	1,312,903	▲ 0.2	1,314,986	0.2	1,300,875	▲ 1.1

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	12,697,305	13,013,434	2.5	13,957,345	7.3	13,647,743	▲ 2.2	14,111,912	3.4

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。